

第7回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種 別	予 算	条 例	その他	計
件 数	2	9	2	13

(2) 議案の名称

<予算>

議案第65号 令和4年度尼崎市一般会計補正予算（第1号）

議案第66号 令和4年度尼崎市一般会計補正予算（第2号）

<条例>

議案第67号 尼崎市市税条例等の一部を改正する条例について

議案第68号 尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第69号 尼崎市職員の厚生制度に関する条例の一部を改正する条例について

議案第70号 尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第71号 尼崎市選挙公営条例の一部を改正する条例について

議案第72号 尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

議案第73号 尼崎市立クリーンセンター条例の一部を改正する条例について

議案第74号 阪神尼崎駅周辺公共施設を一体的に管理するための関係条例の整備に関する条例について

議案第75号 尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

<その他>

議案第76号 尼崎市総合計画の策定について

議案第77号 事業契約の変更について（市営武庫3住宅第2期（宮ノ北住宅）建替事業）

2 その他の報告

- (1) 令和3年度尼崎市繰越明許費に係る歳出予算の経費の繰越し
3 2 事業 5, 4 2 0, 9 2 7 千円
- (2) 令和3年度尼崎市事故繰越しに係る歳出予算の経費の繰越し
2 事業 5 6, 6 1 3 千円
- (3) 令和3年度尼崎市水道事業会計継続費の繰越額の使用
1 事業 1, 8 7 1, 1 0 5 千円
- (4) 令和3年度尼崎市水道事業会計予算の繰越額の使用
2 事業 1 0, 5 8 4 千円
- (5) 令和3年度尼崎市工業用水道事業会計予算の繰越額の使用
2 事業 2 4 5, 9 0 3 千円
- (6) 令和3年度尼崎市下水道事業会計予算の繰越額の使用
1 事業 3, 6 7 4, 8 3 8 千円
- (7) 令和3年度尼崎市モーターボート競走事業会計予算の繰越額の使用
1 事業 1 3, 5 1 4 千円
- (8) 議会の指定に基づく専決処分
- 和解及び損害賠償の額の決定
 - 交通事故 3 件 2, 0 3 3, 0 3 8 円
 - その他の事故 2 件 3 7 1, 7 2 0 円
 - 工事又は製造の請負契約の変更契約の締結
 - 工事 1 件

第7回尼崎市議会定例会

議案説明資料

<令和4年6月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第65号	所 管	各事業所管課
件 名	令和4年度尼崎市一般会計補正予算(第1号)				
内 容					
1	補正予算の内容 新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困っている世帯に対する支援として、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を給付するほか、低所得の子育て世帯に対して子育て世帯生活支援特別給付金を支給することに伴い補正を行う。 各事業の概要は別紙のとおり。				
2	補正予算の規模 (単位：千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	210,997,000	1,555,700	212,552,700		
3	歳入歳出補正予算額 (単位：千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	国庫支出金	1,555,700	民生費	1,555,700	
	合 計	1,555,700	合 計	1,555,700	

補正予算の内容

○ 新型コロナウイルス感染症への対応に係る補正予算 1,555,700 千円

(1) 市民生活への支援の強化	1,555,700 千円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付関係事業費 870,700 千円 住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を給付する。 対象者：令和3年度に実施した住民税非課税世帯等臨時特別給付金の給付を受けていない世帯のうち次のいずれかに該当する世帯 <ul style="list-style-type: none"> ① 基準日（令和4年6月1日）において世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯 ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月以降の収入が住民税非課税相当の収入となった家計急変世帯 給付額：1世帯当たり10万円 ・ 子育て世帯生活支援特別給付事業費 685,000 千円 低所得の子育て世帯に対して児童1人当たり5万円を支給する。 対象者：① 児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯） <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年4月分の児童扶養手当受給者 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少した世帯など、直近の所得が児童扶養手当の受給者と同じ水準にある者 ② ①以外の令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（特別児童扶養手当対象児童の場合は20歳未満） ・ 直近の収入が住民税非課税相当まで減少した世帯 支給額：児童1人当たり5万円 	

費目別事業概要

民生費 1,555,700 千円

住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付関係事業費 870,700 千円

住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を給付する。

子育て世帯生活支援特別給付事業費 685,000 千円

低所得の子育て世帯に対して児童1人当たり5万円を支給する。

<令和4年6月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第66号	所 管	各事業所管課						
件 名	令和4年度尼崎市一般会計補正予算(第2号)										
内 容											
1	<p>補正予算の内容</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策として、人材派遣を活用した保健所業務の効率化等を図るほか、新型コロナウイルスワクチン4回目接種の実施や、感染症が発生した介護事業所等に対する利用者へのサービス継続に必要な経費の一部補助の予算を増額する。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援給付金の申請受付期間が延長されたこと等により予算を増額するほか、特殊詐欺防止のため、高齢者居住世帯に対して自動録音機能付電話機等の購入経費を補助する。</p> <p>さらに、地域経済の活性化・地域の元気づくりとして、中小企業・個人事業者を対象に従業員の能力向上を図るための研修等に関する経費の一部を補助するほか、若年層を中心に市内企業への就職を促進するため、オンラインによる求人イベントの開催や、企業のPR動画作成等により、市内企業の魅力発信・情報発信を行う。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策以外の補正予算では、環境省が公募した第1回脱炭素先行地域に選定されたことから、提案事業を実施する事業者に対して補助するほか、旧かんなみ地域の環境改善に向けた地権者調査及び説明会を実施することなどに伴い補正を行う。</p> <p>各事業の概要等は別紙のとおり。</p>										
2	<p>補正予算の規模</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">現在予算額</th> <th style="width: 33%;">補正予算額</th> <th style="width: 33%;">補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">212,552,700</td> <td style="text-align: center;">1,041,748</td> <td style="text-align: center;">213,594,448</td> </tr> </tbody> </table>					現在予算額	補正予算額	補正後予算額	212,552,700	1,041,748	213,594,448
現在予算額	補正予算額	補正後予算額									
212,552,700	1,041,748	213,594,448									

3 歳入歳出補正予算額

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款	補正予算額	款	補正予算額
国庫支出金	799,081	総務費	11,449
県支出金	226,412	民生費	359,627
繰越金	15,200	衛生費	626,172
諸収入	1,055	労働費	16,500
		商工費	18,000
		教育費	10,000
合 計	1,041,748	合 計	1,041,748

補正予算の内容

○ 新型コロナウイルス感染症への対応に係る補正予算	835,101 千円
(1) 医療提供体制・感染拡大防止対策の充実	606,152 千円
・ 感染症対策事業費	273,469 千円
人材派遣を活用した保健所業務の効率化等を図る。	
・ 新型コロナウイルスワクチン接種事業費	162,311 千円
3 回目接種を受けた 60 歳以上の者及び 18 歳以上 60 歳未満で基礎疾患を有する者等を対象に、接種から 5 か月以上経過後に 4 回目接種を実施する。	
・ 介護サービス確保支援事業費	170,372 千円
感染症が発生した介護事業所等に対する利用者へのサービス継続に必要な経費の一部補助について、件数の増に伴い予算を増額する。	
(2) 市民生活への支援の強化	194,449 千円
・ 街頭犯罪防止等事業費（県協調事業）	6,249 千円
特殊詐欺防止のため、高齢者居住世帯に対して自動録音機能付電話機等の購入経費を補助する。	
補助率：10/10（補助上限額：自動録音電話機 12 千円、外付け録音機 6 千円）	
負担割合：県 1/3・市 2/3	
申請期間：令和 4 年 7 月～令和 5 年 1 月末	
・ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付関係事業費	188,200 千円
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請受付期間が延長されたこと等により予算を増額する。	
＜支給要件＞	
・ 収入：申請日の属する月の世帯員の収入合計額が市民税均等割非課税額の 1/12（基準額）と生活保護の住宅扶助基準額の合計以下	
・ 資産：申請日における世帯員の金融資産合計額が上記基準額の 6 倍以下（ただし 100 万円以下）	
・ 求職活動等：ハローワークでの求職申込や職業相談、求人応募・面接等の求職活動を行うこと	
＜支給月額＞ 単身世帯：6 万円、2 人世帯：8 万円、3 人以上世帯：10 万円	
＜支給期間＞ 申請から 3 か月（再支給可、最大 6 か月）	
＜申請受付期間＞ 令和 4 年 8 月末まで	

(3) 地域経済の活性化・地域の元気づくり	34,500 千円
・雇用創造支援事業費	16,500 千円
若年層を中心に市内企業への就職を促進するため、オンラインによる求人イベントの開催や、企業のPR動画作成等により、市内企業の魅力発信・情報発信を行う。	
・中小企業スキルアップ支援補助金関係事業費	18,000 千円
中小企業・個人事業者を対象に、従業員の能力向上を図るための研修・講座及び資格取得等に関する経費の一部を補助する。	
補助率：2/3（補助上限額 300 千円）	
対象期間：令和 4 年 4 月～令和 5 年 1 月末	
申請期間：令和 4 年 7 月下旬～令和 4 年 11 月末	
○ その他の補正予算	206,647 千円
(1) 旧かんなみ地域環境改善事業費	5,200 千円
旧かんなみ地域の環境改善に向けた地権者調査及び説明会を実施する。	
(2) 公立保育所維持管理事業費	1,055 千円
公立保育所において、これまで持ち帰りとしていた使用済み紙おむつを、希望される方については、実費負担（300 円/月）により保育所で処分する取組を実施する。	
(3) 脱炭素社会推進事業費	190,392 千円
環境省が公募した第 1 回脱炭素先行地域に選定されたことから、提案事業を実施する事業者に対して補助する。	
(4) 全日制高等学校教材費	5,000 千円
楽器を寄贈することを目的とした寄付を受けたことから、市立高等学校で使用する楽器を購入する。	
(5) 図書等購入事業費	5,000 千円
図書を寄贈することを目的とした寄付を受けたことから、中央図書館、北図書館、ユース交流センターに配架する図書を購入する。	

費目別事業概要

総務費	11,449 千円
旧かんなみ地域環境改善事業費	5,200 千円
旧かんなみ地域の環境改善に向けた地権者調査及び説明会を実施する。	
街頭犯罪防止等事業費	6,249 千円
特殊詐欺防止のため、高齢者居住世帯に対して自動録音機能付電話機等の購入経費を補助する。	

民生費	359,627 千円
<p>新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付関係事業費 188,200 千円 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請受付期間が延長されたこと等により予算を増額する。</p> <p>介護サービス確保支援事業費 170,372 千円 感染症が発生した介護事業所等に対する利用者へのサービス継続に必要な経費の一部補助について、件数の増に伴い予算を増額する。</p> <p>公立保育所維持管理事業費 1,055 千円 公立保育所において、これまで持ち帰りとしていた使用済み紙おむつを、希望される方については、実費負担（300 円／月）により保育所で処分する取組を実施する。</p>	
衛生費	626,172 千円
<p>感染症対策事業費 273,469 千円 人材派遣を活用した保健所業務の効率化等を図る。</p> <p>新型コロナウイルスワクチン接種事業費 162,311 千円 3 回目接種を受けた 60 歳以上の者及び 18 歳以上 60 歳未満で基礎疾患を有する者等を対象に、接種から 5 か月以上経過後に 4 回目接種を実施する。</p> <p>脱炭素社会推進事業費 190,392 千円 環境省が公募した第 1 回脱炭素先行地域に選定されたことから、提案事業を実施する事業者に対して補助する。</p>	
労働費	16,500 千円
<p>雇用創造支援事業費 16,500 千円 若年層を中心に市内企業への就職を促進するため、オンラインによる求人イベントの開催や、企業の PR 動画作成等により、市内企業の魅力発信・情報発信を行う。</p>	

商工費 **18,000 千円**

中小企業スキルアップ支援補助金関係事業費 18,000 千円

中小企業・個人事業者を対象に、従業員の能力向上を図るための
研修・講座及び資格取得等に関する経費の一部を補助する。

教育費 **10,000 千円**

全日制高等学校教材費 5,000 千円

楽器を寄贈することを目的とした寄付を受けたことから、市立高
等学校で使用する楽器を購入する。

図書等購入事業費 5,000 千円

図書を寄贈することを目的とした寄付を受けたことから、中央図
書館、北図書館、ユース交流センターに配架する図書を購入す
る。

<令和4年6月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第67号	所 管	税務管理課
件 名	尼崎市市税条例等の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）の制定内容等に準じた規定の整備を行うもの。				
2	主な改正内容 (1) 個人市民税に係る住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）について、適用期限（令和3年12月31日まで）を4年延長し、令和7年12月31日までとする。 (2) 新築住宅に係る固定資産税の減額措置について、適用期限（令和4年3月31日まで）を2年延長し、令和6年3月31日までとする。 (3) 特定都市河川浸水被害対策法の規定により貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る固定資産税及び都市計画税について、最初の3年間の課税標準額を価格に4分の3を乗じて得た額とする特例措置を令和7年3月31日まで講ずる。 (4) 下水道除害施設に係る固定資産税について、課税標準額を価格に4分の3を乗じて得た額とする特例措置を、価格に乘じる割合を5分の4に改めたうえで、引き続き、令和6年3月31日まで講ずる。				
3	施行期日 公布の日 ただし、2(1)は令和5年1月1日				

尼崎市市税条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第19条</p> <p>13 前項の規定は、<u>第27条第1項に規定する確定申告書で前年分の所得税に係るもの（以下この条及び第25条において「前年所得税確定申告書」という。）</u>に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他省令で定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>15 前項の規定は、<u>前年所得税確定申告書</u>に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他省令で定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第19条</p> <p>13 前項の規定は、<u>特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（次に掲げる申告書で市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものをいう。以下この項及び第25条第4項において同じ。）</u>に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他省令で定める事項の記載があるとき（<u>当該特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。</u>）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。<u>ただし、次に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第26条第1項の申告書</u></p> <p>(2) <u>第27条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u></p> <p>15 前項の規定は、<u>特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（第13項各号に掲げる申告書で市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものをいう。以下この項及び第25条第4項において同じ。）</u>に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他省令で定める事項の記載があるとき（<u>当該特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。</u>）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。<u>ただし、</u></p>

(税額控除)

第25条

4 所得割の納税義務者が、前年所得税確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は前年所得税確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、その者の第22条第2項及び第3項並びに前各項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(個人の市民税の申告等)

第26条 第17条第1項第1号に掲げる者は3月15日までに、省令で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第29条第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（第27条の3第1項を除き、以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令で定めるものを除く。）、小規模

第13項各号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(税額控除)

第25条

4 所得割の納税義務者が、特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、その者の第22条第2項及び第3項並びに前各項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(個人の市民税の申告等)

第26条 第17条第1項第1号に掲げる者は3月15日までに、省令で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第29条第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（第27条の3第1項を除き、以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令で定めるものを除く。）、小規模

企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下である者に限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者をいい、前年の合計所得金額が950,000円以下である者に限る。）で控除対象配偶者（法第292条第1項第8号に規定する控除対象配偶者をいう。）に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第19条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第25条第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。）及び前年中における合計所得金額（青色事業専従者又は事業専従者を有する者にあつては、青色専従者給与額（所得税法第57条第1項の規定による計算の例により算定した同項の必要経費に算入される金額をいう。）又は事業専従者控除額の控除前の合計所得金額）が基礎控除額以下の者については、この限りでない。

第27条 第17条第1項第1号に掲げる者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書（以下この条において「確定申告書」という。）を提出した場合は、この節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第1項から第4項までの規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合には、その確定申告書に記載

企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（同法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第19条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第25条第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。）及び前年中における合計所得金額（青色事業専従者又は事業専従者を有する者にあつては、青色専従者給与額（所得税法第57条第1項の規定による計算の例により算定した同項の必要経費に算入される金額をいう。）又は事業専従者控除額の控除前の合計所得金額）が基礎控除額以下の者については、この限りでない。

第27条 第17条第1項第1号の者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書（以下本条において「確定申告書」という。）を提出した場合には、本節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第1項から第4項までの規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載

された事項（省令で定める事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項（省令で定める事項を除く。）は、前条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

- 3 第1項本文の場合には、その確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、省令で定めるところにより、市民税の賦課徴収につき必要な事項を付記しなければならない。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第27条の2 略

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が10,000,000円以下である者に限る。）の自己と生計を一にする配偶者（青色事業専従者に該当する者で第19条第3項に規定する給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当する者を除き、合計所得金額が1,330,000円以下である者に限る。次条第1項において同じ。）の氏名

(3)・(4) 略

- 3 前2項の場合において、これらの規定による申告書（以下この条において「扶養親族等申告書」という。）がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、当該扶養親族等申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

- 4 給与所得者は、扶養親族等申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。）による扶養親族等申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けすることができる措置を講じていることその他の令で定める要件を満たす場合には、省令で定めるところにより、扶養親族等申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対

された事項（省令で定める事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

- 3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、省令で定めるところにより、市民税の賦課徴収につき必要な事項を付記しなければならない。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第27条の2 略

(2)・(3) 略

- 3 前2項の場合において、これらの規定による申告書（以下この条において「扶養親族申告書」という。）がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、当該扶養親族申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

- 4 給与所得者は、扶養親族申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。）による扶養親族申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けすることができる措置を講じていることその他の令で定める要件を満たす場合には、省令で定めるところにより、扶養親族申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、扶養親

し、扶養親族等申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第27条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける第17条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が9,000,000円以下である者に限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(法第292条第1項第6号に規定する退職手当等をいう。第5款を除き、以下同じ。))(第35条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者で合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。)をいう。以下この項において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族(法第314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族をいう。))で退職手当等に係る所得を有しないものを除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(2) 特定配偶者の氏名

(3)・(4) 略

3 第1項の場合において、同項の規定による申告書(以下この条において「扶養親族等申告書」

族申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第27条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける第17条第1項第1号に掲げる者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族(法第314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族をいう。))を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(2)・(3) 略

3 第1項の場合において、同項の規定による申告書(以下この条において「扶養親族申告書」

という。)がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、当該扶養親族等申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

- 4 公的年金等受給者は、扶養親族等申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が電磁的方法による扶養親族等申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の令で定める要件を満たす場合には、省令で定めるところにより、扶養親族等申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、扶養親族等申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

(給与支払報告書等の提出義務)

第29条

5 略

(2) 給与支払報告書記載事項を省令で定めるところにより記録した光ディスクその他の省令で定める記録用の媒体(以下この条において「光ディスク等」という。)を提出する方法

(法人の市民税の申告納付)

第33条の8

17 法第321条の8第63項に規定する特定法人である内国法人は、第1項、第2項又は第4項から第7項までの規定により、これらの規定による申告書(以下この条において「納税申告書」という。)により行うこととされている法人の市民税の申告については、第1項、第2項又は第4項から第7項までの規定にかかわらず、省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第19項において「申告書記載事項」という。)又は添付書類記載事項(法第321条の8第62項に規定する添付書類記載事項をいう。以下この項及び次項において同じ。)を、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、

という。)がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、当該扶養親族申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

- 4 公的年金等受給者は、扶養親族申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が電磁的方法による扶養親族申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の令で定める要件を満たす場合には、省令で定めるところにより、扶養親族申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、扶養親族申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

(給与支払報告書等の提出義務)

第29条

5 略

(2) 給与支払報告書記載事項を省令で定めるところにより記録した光ディスク、磁気テープその他の省令で定める記録用の媒体(以下この条において「光ディスク等」という。)を提出する方法

(法人の市民税の申告納付)

第33条の8

17 法第321条の8第61項に規定する特定法人である内国法人は、第1項、第2項又は第4項から第7項までの規定により、これらの規定による申告書(以下この条において「納税申告書」という。)により行うこととされている法人の市民税の申告については、第1項、第2項又は第4項から第7項までの規定にかかわらず、省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第19項において「申告書記載事項」という。)又は添付書類記載事項(法第321条の8第60項に規定する添付書類記載事項をいう。以下この項及び次項において同じ。)を、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、

かつ、機構を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類（同条第62項に規定する添付書類をいう。次項において同じ。）に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスクその他の省令で定める記録用の媒体を市長に提出する方法により、行うことができる。

20 第17項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができるものと認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、市長が指定する期間内に行う同項の申告については、同項から前項までの規定は、適用しない。法第321条の8第66項後段に規定する申告についても、同様とする。

23 第20項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第20項前段の期間内に行う第17項の申告については、第20項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない

24 第20項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第22項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の法第321条の8第66項後段の期間内に行う第17項の申告については、第20項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同条第66項後段の書類を提出したと

かつ、機構を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類（法第321条の8第60項に規定する添付書類をいう。次項において同じ。）に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の省令で定める記録用の媒体を市長に提出する方法により、行うことができる。

20 第17項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができるものと認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、市長が指定する期間内に行う同項の申告については、同項から前項までの規定は、適用しない。法第321条の8第64項後段に規定する申告についても、同様とする。

23 第20項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第20項前段の期間内に行う第17項の申告については、第20項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない

24 第20項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第22項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の法第321条の8第64項後段の期間内に行う第17項の申告については、第20項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同条第64項後段の書類を提出したと

きは、この限りでない。

(退職所得の課税の特例)

第35条 退職手当等(法第292条第1項第6号に規定する退職手当等をいい、所得税法第199条の規定によりその所得税を徴収して納付すべきものに限る。以下この款において同じ。)の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において市内に住所を有する者が当該退職手当等の支払を受ける場合には、当該退職手当等に係る所得割は、第19条、第22条及び第30条の規定にかかわらず、当該退職手当等に係る所得を他の所得と区分し、次条から第35条の11までに規定するところによって課する。

(新築住宅に対して課する固定資産税の減額)

第49条 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に新築された住宅(区分所有に係る家屋にあっては人の居住の用に供する専有部分のうち令で定める専有部分を有する家屋をいい、区分所有に係る家屋以外の家屋にあっては人の居住の用に供する家屋のうち令で定める家屋をいう。以下この条及び次条において同じ。)(住宅の新築に係る都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第88条第1項の規定による届出に係る同条第3項の規定による勧告を受けた者が、同条第5項の規定により当該勧告に従わなかった旨を公表された場合における当該勧告に従わないで新築した住宅(その敷地の用に供する土地の全部又は一部が同項に規定する区域に含まれるものに限る。))を除く。以下この条及び次条において同じ。)で令で定めるものに対して課する固定資産税については、次条又は法附則第15条の7第1項若しくは第2項若しくは附則第15条の8の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額(区分所有に係る

きは、この限りでない。

(退職所得の課税の特例)

第35条 退職手当等(所得税法第199条の規定によりその所得税を徴収して納付すべきものに限る。以下本款において同じ。)の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において市内に住所を有する者が当該退職手当等の支払を受ける場合には、当該退職手当等に係る所得割は、第19条、第22条及び第30条の規定にかかわらず、当該退職手当等に係る所得を他の所得と区分し、次条から第35条の11までに規定するところによって課する。

(新築住宅に対して課する固定資産税の減額)

第49条 昭和38年1月2日から令和4年3月31日までの間に新築された住宅(区分所有に係る家屋にあっては人の居住の用に供する専有部分のうち令で定める専有部分を有する家屋をいい、区分所有に係る家屋以外の家屋にあっては人の居住の用に供する家屋のうち令で定める家屋をいう。以下この条及び次条において同じ。)で令で定めるものに対して課する固定資産税については、次条又は法附則第15条の7第1項若しくは第2項若しくは附則第15条の8の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額(区分所有に係る住宅(区分所有に係る家屋である住宅をいう。以下この条及び次条において同じ。))にあってはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅(人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の令で定める住宅に限る。))にあってはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として令

住宅（区分所有に係る家屋である住宅をいう。以下この条及び次条において同じ。）にあってはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の令で定める住宅に限る。）にあってはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として令で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。

（新築中高層耐火建築住宅に対して課する固定資産税の減額）

第50条 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に新築された中高層耐火建築物（主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、地上階数（令で定めるところにより計算した地上階数をいう。）3以上を有するものをいう。）である住宅で令で定めるものに対して課する固定資産税については、法附則第15条の7第1項若しくは第2項又は附則第15条の8の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあってはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の令で定める住宅に限る。）にあってはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として令で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。

で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。

（新築中高層耐火建築住宅に対して課する固定資産税の減額）

第50条 昭和39年1月2日から令和4年3月31日までの間に新築された中高層耐火建築物（主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、地上階数（令で定めるところにより計算した地上階数をいう。）3以上を有するものをいう。）である住宅で令で定めるものに対して課する固定資産税については、法附則第15条の7第1項若しくは第2項又は附則第15条の8の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあってはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の令で定める住宅に限る。）にあってはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として令で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。

<p>附 則 (固定資産税等の課税標準等の特例)</p> <p>10 略</p> <p>(2) 法附則第15条第2項第5号 <u>5分の4</u></p> <p>(3) 法附則第15条第15項本文 5分の3</p> <p>(4) 法附則第15条第15項ただし書 2分の1</p> <p>(5) 法附則第15条第22項 2分の1</p> <p>(6) 法附則第15条第23項第1号 3分の2</p> <p>(7) 法附則第15条第23項第2号 2分の1</p> <p>(8) 法附則第15条第23項第3号 2分の1</p> <p>(9) 法附則第15条第24項第1号 3分の2</p> <p>(10) 法附則第15条第24項第2号 2分の1</p> <p>(11) 法附則第15条第26項第1号 3分の2</p> <p>(12) 法附則第15条第26項第2号 4分の3</p> <p>(13) 法附則第15条第26項第3号 2分の1</p> <p>(14) 法附則第15条第29項 3分の2</p> <p>(15) 法附則第15条第33項 2分の1</p> <p>(16) 法附則第15条第34項 3分の2</p> <p>(17) 法附則第15条第39項 3分の2</p> <p>(18) 法附則第15条第43項 3分の1</p> <p>(19) 法附則第15条第44項 4分の3</p> <p>(20) 略</p> <p>21 市民税の所得割の納税義務者が<u>第27条第1項</u>に規定する確定申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、前項の市民税住宅借入金等特別税額控除申告書を、税務署長を経由して市長に提出することができる。</p> <p>22 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務</p>	<p>附 則 (固定資産税等の課税標準等の特例)</p> <p>10 略</p> <p>(2) 法附則第15条第2項第5号 <u>4分の3</u></p> <p>(3) 法附則第15条第16項本文 5分の3</p> <p>(4) 法附則第15条第16項ただし書 2分の1</p> <p>(5) 法附則第15条第23項 2分の1</p> <p>(6) 法附則第15条第24項第1号 3分の2</p> <p>(7) 法附則第15条第24項第2号 2分の1</p> <p>(8) 法附則第15条第24項第3号 2分の1</p> <p>(9) 法附則第15条第25項第1号 3分の2</p> <p>(10) 法附則第15条第25項第2号 2分の1</p> <p>(11) 法附則第15条第27項第1号 3分の2</p> <p>(12) 法附則第15条第27項第2号 4分の3</p> <p>(13) 法附則第15条第27項第3号 2分の1</p> <p>(14) 法附則第15条第30項 3分の2</p> <p>(15) 法附則第15条第34項 2分の1</p> <p>(16) 法附則第15条第35項 3分の2</p> <p>(17) 法附則第15条第42項 3分の2</p> <p>(18) 法附則第15条第46項 3分の1</p> <p>(19) 略</p> <p>21 市民税の所得割の納税義務者が<u>法第317条の3第1項</u>の確定申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、前項の市民税住宅借入金等特別税額控除申告書を、税務署長を経由して市長に提出することができる。</p> <p>22 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務</p>
--	---

務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、附則第18項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより計算した金額を、当該納税義務者の第22条第2項及び第3項並びに第25条第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

（新築認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

54 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅で法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当するものについて、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該認定長期優良住宅が新築された日から当該認定長期優良住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までの間に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第3項に定める書類を添えて市長に提出しなければならない

（熱損失防止改修等住宅又は熱損失防止改修等専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

66 法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修等住宅又は同条第10項に規定する熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修等住宅又は当該熱損失防止改修等専有部分に係る熱損失防止改修工事等（同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等をいう。以下この項及び附則第69項において同

務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、附則第18項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより計算した金額を、当該納税義務者の第22条第2項及び第3項並びに第25条第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

（新築認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

54 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅で法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当するものについて、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該認定長期優良住宅が新築された日から当該認定長期優良住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までの間に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第3項に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（熱損失防止改修住宅又は熱損失防止改修専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

66 法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修住宅又は当該熱損失防止改修専有部分に係る改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第9項各号に掲げる書類を添

<p>じ。)が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第9項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(4) 当該<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) 当該<u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用の金額</p> <p>(6) 当該<u>熱損失防止改修工事等</u>について令附則第12条第31項に規定する補助金等の交付を受ける場合にあつては、その金額 (<u>特定熱損失防止改修等住宅又は特定熱損失防止改修等住宅専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告</u>)</p> <p>69 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該<u>特定熱損失防止改修等住宅又は当該特定熱損失防止改修等住宅専有部分に係る熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第11項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(4) 当該<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) 当該<u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用の金額</p> <p>(6) 当該<u>熱損失防止改修工事等</u>について令附則第12条第31項に規定する補助金等の交付を受ける場合にあつては、その金額</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(4) 当該<u>改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) 当該<u>改修工事</u>に要した費用の金額</p> <p>(6) 当該<u>改修工事</u>について令附則第12条第31項に規定する補助金等の交付を受ける場合にあつては、その金額 (<u>特定熱損失防止改修住宅又は特定熱損失防止改修住宅専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告</u>)</p> <p>69 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該<u>特定熱損失防止改修住宅又は当該特定熱損失防止改修住宅専有部分に係る改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第11項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(4) 当該<u>改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) 当該<u>改修工事</u>に要した費用の金額</p> <p>(6) 当該<u>改修工事</u>について令附則第12条第31項に規定する補助金等の交付を受ける場合にあつては、その金額 (<u>新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例</u>)</p> <p>78 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき<u>新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第22項の規定の適用</u>については、同項中</p>
--	---

<p><u>(削る)</u></p> <p><u>78</u> 略</p>	<p><u>「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p> <p><u>79</u> <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第22項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p> <p><u>80</u> 略</p>
---------------------------------------	--

尼崎市市税条例等の一部を改正する条例（令和元年尼崎市条例第6号）（第2条関係）

改正後	現 行
<p>第4条 尼崎市市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第15条の2第8項中「前3項」を「第5項から前項まで」に、「、個人の市民税と」を「、個人の市民税、第30条の2第2項の規定により」に、「、固定資産税と」を「及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号。以下「森林環境税法」という。）第7条第1項の規定によりこれらと併せて賦課徴収を行う森林環境税又は固定資産税及び第112条第1項の規定により」に、「とこれと併せて徴収する個人の県民税については、第6項」を「、個人の県民税及び森林環境税に対する第6項の規定の適用については、同項」に改める。</p> <p>第16条の2中「及び交付を求める場合においては、特別の規定」を「又は交付要求をする場合には、法又は森林環境税法に特別の定め」に、「外、当該個人の県民税についてあわせて」を「ほか、個人県民税徴収金（法第1条第1項第14号に規定する地方団体の徴収金で個人の県民税に係るものをいう。）及び森林環境税徴収金（森林環境税法第2条第5号に規定する森林環境税に係る徴収金をいう。以下同じ。）について併せて」に、「及び交付を求めるもの」を「及び交付要求をするもの」に改める。</p> <p>第25条第5項中「還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当するものとする」を「還付する」に改め、同項に後段として次のように加える。</p> <p>この場合において、当該納税義務者の<u>前年所得税確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分</u>の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税又は当該納税義務者の未納に</p>	<p>第4条 尼崎市市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第15条の2第8項中「前3項」を「第5項から前項まで」に、「、個人の市民税と」を「、個人の市民税、第30条の2第2項の規定により」に、「、固定資産税と」を「及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号。以下「森林環境税法」という。）第7条第1項の規定によりこれらと併せて賦課徴収を行う森林環境税又は固定資産税及び第112条第1項の規定により」に、「とこれと併せて徴収する個人の県民税については、第6項」を「、個人の県民税及び森林環境税に対する第6項の規定の適用については、同項」に改める。</p> <p>第16条の2中「及び交付を求める場合においては、特別の規定」を「又は交付要求をする場合には、法又は森林環境税法に特別の定め」に、「外、当該個人の県民税についてあわせて」を「ほか、個人県民税徴収金（法第1条第1項第14号に規定する地方団体の徴収金で個人の県民税に係るものをいう。）及び森林環境税徴収金（森林環境税法第2条第5号に規定する森林環境税に係る徴収金をいう。以下同じ。）について併せて」に、「及び交付を求めるもの」を「及び交付要求をするもの」に改める。</p> <p>第25条第5項中「還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当するものとする」を「還付する」に改め、同項に後段として次のように加える。</p> <p>この場合において、当該納税義務者の<u>同項の申告書に係る年度分</u>の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税又は当該納税義務者の未納に係る地方団体徴収金（法第1条第1項</p>

係る地方団体徴収金（法第1条第1項第14号に規定する地方団体の徴収金をいう。以下同じ。）若しくは森林環境税徴収金（以下この項において「徴収金等」という。）があるときは、法第17条の2の2の規定にかかわらず、当該納税義務者は、市長に対し、当該還付をすべき金額（徴収金等に係る金額に相当する額を限度とする。）により徴収金等を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

第30条の2第1項中「ついては」を「ついては、」に、「よって」を「より」に、「ほか」を「ほか、」に改め、同条第2項中「県民税は、当該」を「県民税及び森林環境税は、法又は森林環境税法に特別の定めがある場合を除くほか、」に改める。

第33条の6第1項中「なった場合においては、」を「なった場合には、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その」に、「ある場合においては、」を「あるときはその」に、「ない場合においては、直ちに」を「ないときは直ちに、」に改め、同条第2項中「よって変更された」を「より変更された」に、「においては」を「には」に、「又は第17条の2の規定によって当該納税者に還付し、又は未納に係る徴収金に充当する」を「の規定の例により、当該納税者に還付する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該納税者の未納に係る地方団体徴収金があるときは、当該還付すべき税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金（以下「特定過誤納金」という。）とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該特別徴収義務者について法第17条から第17条の2の2までの規定の適用はないものとする。

第33条の6の7第1項中「においては」を

第14号に規定する地方団体の徴収金をいう。以下同じ。）若しくは森林環境税徴収金（以下この項において「徴収金等」という。）があるときは、法第17条の2の2の規定にかかわらず、当該納税義務者は、市長に対し、当該還付をすべき金額（徴収金等に係る金額に相当する額を限度とする。）により徴収金等を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

第30条の2第1項中「ついては」を「ついては、」に、「よって」を「より」に、「ほか」を「ほか、」に改め、同条第2項中「県民税は、当該」を「県民税及び森林環境税は、法又は森林環境税法に特別の定めがある場合を除くほか、」に改める。

第33条の6第1項中「なった場合においては、」を「なった場合には、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その」に、「ある場合においては、」を「あるときはその」に、「ない場合においては、直ちに」を「ないときは直ちに、」に改め、同条第2項中「よって変更された」を「より変更された」に、「においては」を「には」に、「又は第17条の2の規定によって当該納税者に還付し、又は未納に係る徴収金に充当する」を「の規定の例により、当該納税者に還付する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該納税者の未納に係る地方団体徴収金があるときは、当該還付すべき税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金（以下「特定過誤納金」という。）とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該特別徴収義務者について法第17条から第17条の2の2までの規定の適用はないものとする。

第33条の6の7第1項中「においては」を「には」に改め、同条第2項中「においては」

「には」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、「又は第17条の2の規定によって当該納税者に還付し、又は未納に係る徴収金に充当する」を「の規定の例により、当該特別徴収対象年金所得者に還付する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る地方団体徴収金があるときは、当該還付すべき税額は、特定過誤納金とみなして、第17条の2の2第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該特別徴収義務者について法第17条から第17条の2の2までの規定の適用はないものとする。

を「には」に改め、「又は第17条の2の規定によって当該納税者に還付し、又は未納に係る徴収金に充当する」を「の規定の例により、当該特別徴収対象年金所得者に還付する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る地方団体徴収金があるときは、当該還付すべき税額は、特定過誤納金とみなして、第17条の2の2第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該特別徴収義務者について法第17条から第17条の2の2までの規定の適用はないものとする。

尼崎市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年尼崎市条例第21号）（第3条関係）

改正後	現 行
<p>第2条 尼崎市市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第18条第2項中「の数」を「(年齢16歳未満の者及び法第314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数」に改める。</p> <p><u>第27条の3第1項中「又は扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しないものを除く」を「有するものに限る」に改める。</u></p> <p>第33条の3第1項中「第7項から第9項まで」を「以下この条」に改め、同条第7項中「の同意がある」を「(第29条第1項の給与支払報告書に記載すべき事項を同条第5項(第1号に係る部分に限る。)の規定により提供した者及び同条第1項の規定による給与支払報告書の提出を法第747条の2第1項の規定により行った者に限る。以下この条において「特定特別徴収義務者」という。)が第1項後段(前項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第1項において同じ。)の規定により当該特定特別徴収義務者に通知すべき通知事項について電磁的方法により提供を受けることを希望する旨の申出をした」に改め、「(前項において準用する場合を含む。次項及び次条第1項において同じ。)」を削り、「代えて、」の次に「当該」を加え、「特別徴収義務者に提供することができる」を「特定特別徴収義務者に提供しなければならない」に改め、同条第9項中「提供」の次に「及び第8項の規定により行われた通知事項の送信」を加え、「同項」を「これらの規定」に、「特別徴収義務者」を「特定特別徴収義務者」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項中「前項」を「第7項又は第8項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第7項の次に次の2項を加える。</p>	<p>第2条 尼崎市市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第18条第2項中「の数」を「(年齢16歳未満の者及び法第314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数」に改める。</p> <p><u>第27条の3第1項中「控除対象扶養親族(法第314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族をいう。)を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。</u></p> <p>第33条の3第1項中「第7項から第9項まで」を「以下この条」に改め、同条第7項中「の同意がある」を「(第29条第1項の給与支払報告書に記載すべき事項を同条第5項(第1号に係る部分に限る。)の規定により提供した者及び同条第1項の規定による給与支払報告書の提出を法第747条の2第1項の規定により行った者に限る。以下この条において「特定特別徴収義務者」という。)が第1項後段(前項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第1項において同じ。)の規定により当該特定特別徴収義務者に通知すべき通知事項について電磁的方法により提供を受けることを希望する旨の申出をした」に改め、「(前項において準用する場合を含む。次項及び次条第1項において同じ。)」を削り、「代えて、」の次に「当該」を加え、「特別徴収義務者に提供することができる」を「特定特別徴収義務者に提供しなければならない」に改め、同条第9項中「提供」の次に「及び第8項の規定により行われた通知事項の送信」を加え、「同項」を「これらの規定」に、「特別徴収義務者」を「特定特別徴収義務者」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項中「前項」を「第7項又は第8項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第7項の次に次の2項を加える。</p>

8 市長は、特定特別徴収義務者（第1項後段の規定により当該特定特別徴収義務者を經由して納税義務者に通知すべき通知事項を電磁的方法により納税義務者に提供する体制が整備されている者に限る。）が当該通知事項について電磁的方法により送信を受けることを希望する旨の申出をした場合には、同項後段の規定による通知に代えて、当該通知事項を、省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を經由して行う方法により当該特定特別徴収義務者に送信し、これを經由して当該納税義務者に提供しなければならない。

9 前項の場合において、同項の通知事項の送信を受けた特定特別徴収義務者は、当該通知事項を電磁的方法（これにより難いと認められる納税義務者に対しては、省令で定める方法）により納税義務者に提供するものとする。

第33条の5第2項中「第9項まで」を「第11項まで」に改め、「同条第7項」の次に「及び第8項」を加え、「同条第8項」を「同条第9項中「前項」とあるのは「第33条の5第2項において読み替えて準用する前項」と、「通知事項」とあるのは「給与所得に係る特別徴収税額を変更した旨」と、同条第10項に、「前項」を「第7項又は第8項」に、「同条第9項」を「同条第11項」に、「読み替える」を「、「第8項」とあるのは「第33条の5第2項において読み替えて準用する第8項」と読み替える」に改める。

附則第10項中第18号を第19号とし、第17号の次に次の1号を加える。

(18) 法附則第15条第46項 3分の1
附則第78項を削る。

付 則

(施行期日)

1 略

8 市長は、特定特別徴収義務者（第1項後段の規定により当該特定特別徴収義務者を經由して納税義務者に通知すべき通知事項を電磁的方法により納税義務者に提供する体制が整備されている者に限る。）が当該通知事項について電磁的方法により送信を受けることを希望する旨の申出をした場合には、同項後段の規定による通知に代えて、当該通知事項を、省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を經由して行う方法により当該特定特別徴収義務者に送信し、これを經由して当該納税義務者に提供しなければならない。

9 前項の場合において、同項の通知事項の送信を受けた特定特別徴収義務者は、当該通知事項を電磁的方法（これにより難いと認められる納税義務者に対しては、省令で定める方法）により納税義務者に提供するものとする。

第33条の5第2項中「第9項まで」を「第11項まで」に改め、「同条第7項」の次に「及び第8項」を加え、「同条第8項」を「同条第9項中「前項」とあるのは「第33条の5第2項において読み替えて準用する前項」と、「通知事項」とあるのは「給与所得に係る特別徴収税額を変更した旨」と、同条第10項に、「前項」を「第7項又は第8項」に、「同条第9項」を「同条第11項」に、「読み替える」を「、「第8項」とあるのは「第33条の5第2項において読み替えて準用する第8項」と読み替える」に改める。

附則第10項中第18号を第19号とし、第17号の次に次の1号を加える。

(18) 法附則第15条第46項 3分の1
附則第80項を削る。

付 則

(施行期日)

1 略

<p>(2) 第2条中尼崎市市税条例附則第78項を削る改正規定及び付則第5項の規定 令和5年4月1日</p> <p>5 付則第1項第2号に掲げる規定による改正前の尼崎市市税条例附則第78項の規定は、地方税法等改正法附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第64条に規定する特例対象資産に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。</p>	<p>(2) 第2条中尼崎市市税条例附則第80項を削る改正規定及び付則第5項の規定 令和5年4月1日</p> <p>5 付則第1項第2号に掲げる規定による改正前の尼崎市市税条例附則第80項の規定は、地方税法等改正法附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第64条に規定する特例対象資産に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。</p>
--	--

<令和4年6月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第68号	所 管	給与課、職員課
件 名	尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>本市職員への退職手当の支給に当たっては、国家公務員に係る退職手当の取扱いに準じて、退職した職員が既に支給を受けた一般の退職手当等の額が、当該職員が雇用保険の適用を受けていたならば支給される失業等給付の額に満たない場合については、その差額を失業者の退職手当として支給している。</p> <p>こうした中で、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和4年法律第12号）の制定により雇用保険法による失業等給付の内容及び国家公務員に係る失業者の退職手当の取扱いが変更されたことに伴い、本市職員の退職手当についてもこれに準じた対応を行うため、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 失業者の退職手当のうち基本手当の支給期間に関する特例の創設</p> <p>退職した日後に事業を開始した者等がその旨を市長に申し出た場合には、4年を限度として当該事業の実施期間を失業者の退職手当のうち基本手当の支給期間に算入しないものとし、その者が廃業した場合に基本手当を受給しやすくする仕組みを特例として設ける。</p> <p>(2) 給付日数延長等に関する暫定措置の延長</p> <p>特定退職者（公務上の傷病により退職した者等）であって、雇用情勢が厳しい地域に居住し、かつ、市長が再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認められた者に対して、基本手当の給付日数を延長して支給することができる暫定措置の対象について、「令和4年3月31日以前に退職した職員」を「令和7年3月31日以前に退職した職員」に改める。</p> <p>(3) 引用条項のずれに伴う整備</p> <p>職業安定法の改正により同法から引用している条項番号が変更されるため、当該変更に伴う整備を行う。</p> <p>3 施行期日等</p> <p>令和4年7月1日。ただし、2(2)の改正については公布の日、2(3)の改正については令和4年10月1日。</p> <p>なお、2(2)の改正については、令和4年4月1日から適用する。</p>					

尼崎市職員退職手当支給条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第8条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして市長が別に定めるものをいう。以下同じ。)にあっては、6月以上。第3項において同じ。)で退職した職員(第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。)であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他市規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、市規則で定めるところにより市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第8条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして市長が別に定めるものをいう。以下同じ。)にあっては、6月以上。第3項において同じ。)で退職した職員(第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。)であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他市規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、市規則で定めるところにより市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基</p>

本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じて得た日数分を超えては支給しない。

3 勤続期間12月以上で退職した職員(第7項又は第9項の規定に該当する者を除く。)が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

5 第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で当該支給に係る退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他市規則で定めるものを除く。以下この項において同じ。)を開始したものその他これに準ずる者として市規則で定める者が、市規則で定めるところによりこれらの者に該当する旨を市長に申し出た場合には、当該事業の実施期間(その日数が、4年からその申し出た者に係る支給期間(第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に規定する支給期間をいう。以下この項において同じ。)の日数を控除した日数を超える場合にあつては、当該実施期間からその超える日数を控除した期間)については、当該者に係る支給期間に算入しない。

6 勤続期間6月以上で退職した職員(第8項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の

本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じて得た日数分を超えては支給しない。

3 勤続期間12月以上で退職した職員(第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。)が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

5 勤続期間6月以上で退職した職員(第7項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の

2 第 1 項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第 1 号に掲げる額が第 2 号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、同号に掲げる額から第 1 号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7 勤続期間 6 月以上で退職した職員(第 9 項の規定に該当する者を除く。)であって、その者を雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者とみなしたならば同法第 3 7 条の 2 第 1 項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第 2 号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

8～11 略

1 2 第 1 項、第 3 項及び第 6 項から前項までに規定するもののほか、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号のいずれかに該当するものに対しては、当該各号に定める金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(5) 公共職業安定所、職業安定法第 4 条第 9 項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第 1 8 条の 2 に規定する職業紹介事業者が紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同法の規定による移転費の額に相当する金額

2 第 1 項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第 1 号に掲げる額が第 2 号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第 2 号に掲げる額から第 1 号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

6 勤続期間 6 月以上で退職した職員(第 8 項の規定に該当する者を除く。)であって、その者を雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者とみなしたならば同法第 3 7 条の 2 第 1 項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第 2 号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7～10 略

1 1 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から前項までに規定するもののほか、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号のいずれかに該当するものに対しては、当該各号に定める金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(5) 公共職業安定所、職業安定法第 4 条第 8 項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第 1 8 条の 2 に規定する職業紹介事業者が紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同法の規定による移転費の額に相当する金額

1 3 略

1 4 第1 2項第3号に定める額の退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第1 2項の規定の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

1 5 第1 2項第4号に定める額の退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第1 2項の規定の適用については、雇用保険法第5 6条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数分、同号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

1 6 第1 2項の規定は、第6項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第6項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。)及び第8項又は第9項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第8項又は第9項の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6か月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、第1 2項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

1 7 偽りその他不正の行為によつて第1項、第3項、第6項から第1 2項まで及び前項の

1 2 略

1 3 第1 1項第3号に定める額の退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第1 1項の規定の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

1 4 第1 1項第4号に定める額の退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第1 1項の規定の適用については、雇用保険法第5 6条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数分、同号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

1 5 第1 1項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。)及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6か月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、第1 1項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

1 6 偽りその他不正の行為によつて第1項、第3項、第5項から第1 1項まで及び前項の

規定による退職手当の支給を受けた者があ
る場合には、雇用保険法第10条の4の規定
の例による。

18 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第12条の4 退職をした者に対し当該退職
に係る一般の退職手当等の額が支払われた
後において、次の各号のいずれかに該当す
るときは、当該退職に係る退職手当管理機
関は、当該退職をした者に対し、第12条第
1項に規定する事情のほか、当該退職をした
者の生計の状況を勘案して、当該一般の退
職手当等の額(当該退職をした者が当該一
般の退職手当等の支給を受けていなければ
第8条第3項、第7項又は第9項の規定に
よる退職手当の支給を受けることができた
者(次条及び第12条の6において「失業
手当受給可能者」という。)であった場合
にあっては、これらの規定により算出され
る金額(次条及び第12条の6において「
失業者退職手当額」という。)を除く。)の
全部又は一部の返納を命ずる処分を行う
ことができる。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職を
した者が第8条第1項、第6項又は第8項
の規定による退職手当の額の支払を受け
ている場合(受けることができる場合を含
む。)における当該退職に係る一般の退職
手当等については、当該退職に係る退職
手当管理機関は、前項の規定による処分
を行うことができない。

附 則

8 令和7年3月31日以前に退職した職
員に対する第8条第11項の規定の適用に
ついては、同項中「第28条まで」とある
のは「第28条まで及び附則第5条」と、
同項第2号ア中「イ」とあるのは「イ及
びウ」と、同号中「イ 雇用保険法第2
2条第2項に規定する厚生労働省令で定
める理由により就職が困難な者で、同
法第24条の2第1項第

規定による退職手当の支給を受けた者があ
る場合には、雇用保険法第10条の4の規定
の例による。

17 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第12条の4 退職をした者に対し当該退職
に係る一般の退職手当等の額が支払われた
後において、次の各号のいずれかに該当す
るときは、当該退職に係る退職手当管理機
関は、当該退職をした者に対し、第12条第
1項に規定する事情のほか、当該退職をした
者の生計の状況を勘案して、当該一般の退
職手当等の額(当該退職をした者が当該一
般の退職手当等の支給を受けていなければ
第8条第3項、第6項又は第8項の規定に
よる退職手当の支給を受けることができた
者(次条及び第12条の6において「失業
手当受給可能者」という。)であった場合
にあっては、これらの規定により算出され
る金額(次条及び第12条の6において「
失業者退職手当額」という。)を除く。)の
全部又は一部の返納を命ずる処分を行う
ことができる。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職を
した者が第8条第1項、第5項又は第7項
の規定による退職手当の額の支払を受け
ている場合(受けることができる場合を含
む。)における当該退職に係る一般の退職
手当等については、当該退職に係る退職
手当管理機関は、前項の規定による処分
を行うことができない。

附 則

8 令和4年3月31日以前に退職した職
員に対する第8条第10項の規定の適用に
ついては、同項中「第28条まで」とある
のは「第28条まで及び附則第5条」と、
同項第2号ア中「イ」とあるのは「イ及
びウ」と、同号中「イ 雇用保険法第2
2条第2項に規定する厚生労働省令で定
める理由により就職が困難な者で、同
法第24条の2第1項第

<p>2号に掲げる者に相当する者として市長が別に定める者に該当し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めるもの」とあるのは「</p> <p>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者で、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が別に定める者に該当し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めるもの</p> <p>ウ 特定退職者で、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めるもの(アに該当する者を除く。)</p> <p>」とする。</p>	<p>2号に掲げる者に相当する者として市長が別に定める者に該当し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めるもの」とあるのは「</p> <p>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者で、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が別に定める者に該当し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めるもの</p> <p>ウ 特定退職者で、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めるもの(アに該当する者を除く。)</p> <p>」とする。</p>
--	--

尼崎市教育職員の退職手当に関する条例（第2条関係）

改正後	現 行
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして教育委員会が別に定めるものをいう。以下同じ。）にあっては、6月以上。第3項において同じ。）で退職した教育職員（<u>第6項又は第8項</u>の規定に該当する者を除く。）であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した教育職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した教育職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他市規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、市規則で定めるところにより教育委員会にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当とし</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして教育委員会が別に定めるものをいう。以下同じ。）にあっては、6月以上。第3項において同じ。）で退職した教育職員（<u>第5項又は第7項</u>の規定に該当する者を除く。）であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した教育職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した教育職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他市規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、市規則で定めるところにより教育委員会にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当とし</p>

て、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じて得た日数分を超えては支給しない。

- 3 勤続期間12月以上で退職した教育職員（第7項又は第9項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

- 5 第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で当該支給に係る退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市規則で定めるものを除く。以下この項において同じ。）を開始したものその他これに準ずる者として市規則で定める者が、市規則で定めるところによりこれらの者に該当する旨を教育委員会に申し出た場合には、当該事業の実施期間（その日数が、4年からその申し出た者に係る支給期間（第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する支給期間をいう。以下この項において同じ。）の日数を控除した日数を超える場合にあっては、当該実施期間からその超える日数を控除した期間）については、当該者に係る支給期間に算入しない。

- 6 勤続期間6月以上で退職した教育職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条

て、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じて得た日数分を超えては支給しない。

- 3 勤続期間12月以上で退職した教育職員（第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

- 5 勤続期間6月以上で退職した教育職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条

の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、同号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7 勤続期間6月以上で退職した教育職員(第9項の規定に該当する者を除く。)であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

8～11 略

12 第1項、第3項及び第6項から前項までに規定するもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号のいずれかに該当するものに対しては、当該各号に定める金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者が紹介した職業に就くため、又は教育委員会が雇用保険法の規定の例により指示した公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同法の規定

の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

6 勤続期間6月以上で退職した教育職員(第8項の規定に該当する者を除く。)であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7～10 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに規定するもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号のいずれかに該当するものに対しては、当該各号に定める金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者が紹介した職業に就くため、又は教育委員会が雇用保険法の規定の例により指示した公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同法の規定

による移転費の額に相当する金額	による移転費の額に相当する金額
<p><u>1 3</u> 略</p>	<p><u>1 2</u> 略</p>
<p><u>1 4</u> <u>第1 2項第3号</u>に定める額の退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は<u>第1 2項</u>の規定の適用については、当該支給があつた金額に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</p>	<p><u>1 3</u> <u>第1 1項第3号</u>に定める額の退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は<u>第1 1項</u>の規定の適用については、当該支給があつた金額に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</p>
<p><u>1 5</u> <u>第1 2項第4号</u>に定める額の退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は<u>第1 2項</u>の規定の適用については、雇用保険法第5 6条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数分、同号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</p>	<p><u>1 4</u> <u>第1 1項第4号</u>に定める額の退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は<u>第1 1項</u>の規定の適用については、雇用保険法第5 6条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数分、同号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</p>
<p><u>1 6</u> <u>第1 2項</u>の規定は、<u>第6項</u>又は<u>第7項</u>の規定による退職手当の支給を受けることができる者(<u>第6項</u>又は<u>第7項</u>の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。)及び<u>第8項</u>又は<u>第9項</u>の規定による退職手当の支給を受けることができる者(<u>第8項</u>又は<u>第9項</u>の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6か月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、<u>第1 2項</u>中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>1 5</u> <u>第1 1項</u>の規定は、<u>第5項</u>又は<u>第6項</u>の規定による退職手当の支給を受けることができる者(<u>第5項</u>又は<u>第6項</u>の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。)及び<u>第7項</u>又は<u>第8項</u>の規定による退職手当の支給を受けることができる者(<u>第7項</u>又は<u>第8項</u>の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6か月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、<u>第1 1項</u>中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。</p>
<p><u>1 7</u> 偽りその他不正の行為によって第1項、</p>	<p><u>1 6</u> 偽りその他不正の行為によって第1項、</p>

第3項、第6項から第12項まで及び前項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の規定の例による。

18 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第12条の4 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第7項又は第9項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第12条の6において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第12条の6において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第10条第1項、第6項又は第8項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、教育委員会は、前項の規定による処分を行うことができない。

付 則

11 令和7年3月31日以前に退職した教育職員に対する第10条第11項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号ア中「イ」とあるのは「イ及びウ」と、同号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者で、同法第24条の2第1

第3項、第5項から第11項まで及び前項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の規定の例による。

17 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第12条の4 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第12条の6において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第12条の6において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第10条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、教育委員会は、前項の規定による処分を行うことができない。

付 則

11 平成34年3月31日以前に退職した教育職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号ア中「イ」とあるのは「イ及びウ」と、同号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者で、同法第24条の

<p>項第2号に掲げる者に相当する者として教育委員会が別に定める者に該当し、かつ、教育委員会が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めるもの」とあるのは「</p> <p>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者で、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として教育委員会が別に定める者に該当し、かつ、教育委員会が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めるもの</p> <p>ウ 特定退職者で、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、教育委員会が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めるもの(アに該当する者を除く。)</p> <p>」とする。</p>	<p>2第1項第2号に掲げる者に相当する者として教育委員会が別に定める者に該当し、かつ、教育委員会が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めるもの」とあるのは「</p> <p>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者で、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として教育委員会が別に定める者に該当し、かつ、教育委員会が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めるもの</p> <p>ウ 特定退職者で、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、教育委員会が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めるもの(アに該当する者を除く。)</p> <p>」とする。</p>
---	--

<令和4年6月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第69号	所 管	給与課
件 名	尼崎市職員の厚生制度に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)の制定による地方公務員等共済組合法の改正に伴い、会計年度任用職員及び再任用短時間勤務職員が地方公務員共済制度の適用を受けることとなり、本市においては常勤職員と同様に兵庫県市町村職員共済組合の組合員として短期給付及び福祉事業が適用されることとなった。</p> <p>こうした中で、条例第2条において、厚生団体である一般財団法人尼崎市職員厚生会(以下「厚生会」という。)は、本市職員のうち、兵庫県市町村職員共済組合の組合員をもって組織することとしているが、厚生会において検討された結果、法改正により地方公務員共済制度の適用を受けることとなる会計年度任用職員及び再任用短時間勤務職員については、厚生会の会員に含めない旨が決定されたことから、加入対象についての所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>条例第2条に規定する厚生会の加入対象から会計年度任用職員及び再任用短時間勤務職員を除外する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和4年10月1日</p>					

尼崎市職員の厚生制度に関する条例

改正後	現 行
<p>(設立)</p> <p>第1条 市は、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条の規定に基づき市の職員の厚生福利に関する事業を実施するための団体(以下「厚生団体」という。)を設立するものとする。</u></p> <p>(会員)</p> <p>第2条 厚生団体は、<u>市の職員で地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定により設立された兵庫県市町村共済組合の組合員に該当するもの(尼崎市一般職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年尼崎市条例第2号)第1条に規定する職員その他市規則で定める職員を除く。)</u>をもってその会員とする。</p> <p>2 <u>厚生団体は、前項に規定する職員のほか、市規則で定める者をもってその会員とすることができる。</u></p> <p>第4条</p> <p>2 市は、厚生団体に対し、毎年度予算の範囲内において、補助金を交付する。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この<u>条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>本市職員に、この条例の定めるところにより、その厚生福利制度を実施するための団体(以下「厚生団体」という。)を組織させる。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第2条 厚生団体は、<u>本市職員のうち、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定により設立された兵庫県市町村共済組合の組合員をもって組織する。</u></p> <p>2 <u>前項の組合員のほか、規則で定める者は、厚生団体に加入させることができる。</u></p> <p>第4条</p> <p>2 <u>本市は、厚生団体に対し、毎年度予算の範囲内において、補助金を交付する。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行について必要な事項は、<u>市長が別に定める。</u></p>

<令和4年6月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第70号	所 管	給与課
件 名	尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 国会議員の選挙等の執行経費に係る総務省の超過勤務手当費の積算単価が改定されたことから、当該単価に合わせて規定している本市の選挙業務に係る基本手当額の単価について改定するもの。				
2	改正内容 選挙業務に従事した職員に支給する手当の算定基礎となる基本手当額について、その勤務1時間当たりの単価を「1,757円40銭」から「1,742円62銭」に改める。				
3	施行期日 公布の日				

尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例

改正後	現 行
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(2) 選挙業務に係る基本手当額 選挙業務に従事した職員を、給与条例第15条第1項に規定する正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員とみなしたうえで、当該選挙業務に従事した全時間に対し、勤務1時間につき、同項中「勤務1時間当たりの給与額」とあるのを「<u>1,742円62銭</u>」に国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令（平成19年政令第122号）に定める割合を乗じて得た額」と読み替えて同項の規定の例により算定した額をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(2) 選挙業務に係る基本手当額 選挙業務に従事した職員を、給与条例第15条第1項に規定する正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員とみなしたうえで、当該選挙業務に従事した全時間に対し、勤務1時間につき、同項中「勤務1時間当たりの給与額」とあるのを「<u>1,757円40銭</u>」に国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令（平成19年政令第122号）に定める割合を乗じて得た額」と読み替えて同項の規定の例により算定した額をいう。</p>

<令和4年6月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第71号	所 管	選挙管理委員会事務局																		
件 名	尼崎市選挙公営条例の一部を改正する条例について																						
内 容																							
1	改正理由 公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第172号)の施行により、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことを踏まえ、尼崎市長及び尼崎市議会議員の選挙における当該経費に係る規定について所要の整備を行うもの。																						
2	改正内容 (1) 選挙運動用自動車の使用に係る1日あたりの限度額の引き上げ ア 自動車の借り入れ 限度額を「15,800円」から「16,100円」に改める。 イ 燃料費 限度額を「7,560円」から「7,700円」に改める。 (2) 選挙運動用ビラの作成に係る1枚あたりの限度額の引き上げ 限度額を「7円51銭」から「7円73銭」に改める。 (3) 選挙運動用ポスターの作成に係る1枚あたりの限度額の引き上げ ア 選挙区のポスター掲示場数が500以下の場合 限度額を1枚あたりの印刷費に選挙区のポスター掲示場数(以下、「掲示場数」という。)を乗じて得た金額に、企画費を加え、掲示場数で除した金額としているところ、当該印刷費及び企画費について、下記の表のとおり改める。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正後</th> <th>現 行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>印刷費</td> <td>541円31銭</td> <td>525円6銭</td> </tr> <tr> <td>企画費</td> <td>316,250円</td> <td>310,500円</td> </tr> </tbody> </table> イ 選挙区のポスター掲示場数が500を超える場合 限度額を1枚あたりの印刷費に掲示場数から500を減じた数を乗じて得た金額に、企画費等を加え、掲示場数で除した金額としているところ、当該印刷費及び企画費等について、下記の表のとおり改める。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正後</th> <th>現 行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>印刷費</td> <td>28円35銭</td> <td>27円50銭</td> </tr> <tr> <td>企画費等</td> <td>586,905円</td> <td>573,030円</td> </tr> </tbody> </table>						改正後	現 行	印刷費	541円31銭	525円6銭	企画費	316,250円	310,500円		改正後	現 行	印刷費	28円35銭	27円50銭	企画費等	586,905円	573,030円
	改正後	現 行																					
印刷費	541円31銭	525円6銭																					
企画費	316,250円	310,500円																					
	改正後	現 行																					
印刷費	28円35銭	27円50銭																					
企画費等	586,905円	573,030円																					
3	施行期日 公布の日																						

尼崎市選挙公営条例

改正後	現 行
<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第6条において同じ。)までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第6条において同じ。)までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支</p>

払手続)

第6条の4 本市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円73銭を超える場合は、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて4,000枚(長の選挙に係る選挙運動用ビラにあっては、16,000枚。次条において同じ。))の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。
(選挙運動用ビラの作成の公費負担限度額)

第6条の5 第6条の2の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が4,000枚を超える場合は、4,000枚)を乗じて得た金額とする。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第9条 略

- (1) 当該選挙区域におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額に586,905円を加えた金額を当該選挙区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(その金額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。次号において同じ。)
- (2) 当該選挙区域におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 541円

払手続)

第6条の4 本市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合は、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて4,000枚(長の選挙に係る選挙運動用ビラにあっては、16,000枚。次条において同じ。))の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。
(選挙運動用ビラの作成の公費負担限度額)

第6条の5 第6条の2の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が4,000枚を超える場合は、4,000枚)を乗じて得た金額とする。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第9条 略

- (1) 当該選挙区域におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 27円50銭にその500を超える数を乗じて得た金額に573,030円を加えた金額を当該選挙区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(その金額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。次号において同じ。)
- (2) 当該選挙区域におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 525円

<p><u>31</u> 銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に <u>316,250</u> 円を加えた金額を当該選挙区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額</p>	<p><u>6</u> 銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に <u>310,500</u> 円を加えた金額を当該選挙区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額</p>
--	---

<令和4年6月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第72号	所 管	資源循環課
件 名	尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 循環型社会の形成に向けて、市民、事業者、行政の各主体におけるごみの減量・適正処理に関する取組をさらに推進するため、また、ごみとして排出された資源物の持ち去りなど地域のごみに関する課題を解決するため、規定の整備を行うもの。				
2	主な改正内容				
(1)	題名の改正 題名を「尼崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に改める。				
(2)	各主体の責務 市の責務に、廃棄物の減量の推進等に向け所要の施策等を講ずること、事業者及び市民等の責務に、廃棄物の発生抑制等に関する所要の取組によりごみの減量に努めることとする規定等を追加する。				
(3)	廃棄物の分別義務等 廃棄物の排出者は、一般廃棄物処理計画の分別区分等に従いごみを排出しなければならないこととする規定、また、それに違反している者に対して、当該規定を遵守すべきことを命令することができる規定等を追加する。				
(4)	共同住宅及び大規模事業用建築物の所有者等の義務等 共同住宅の所有者等は、居住者に対してごみの排出方法等を周知しなければならないこととする規定及び大規模事業用建築物の所有者等は、廃棄物の減量に関する計画を作成しなければならないこととする規定等を追加する。				
(5)	資源物の持ち去り禁止 市及び市長が指定する者以外のものが、一般廃棄物処理計画に定めるところにより収集される空き缶等資源物の収集を行うことを禁止する規定、また、その禁止行為を行った者に対して禁止行為を行ってはならないことを命令することができる規定等を追加する。				
(6)	報告の徴収及び立入検査等 市長が、廃棄物の排出者等に対して報告を求めることができる規定及び土地等に立入検査等を行うことができる規定を追加する。				
(7)	罰則 (3)の命令に違反等した者に対して2,000円以下の過料を、(5)の命令に違反した者に対して200,000円以下の罰金を科すための規定を追加する。				
3	施行期日 令和5年4月1日				

尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>（市の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出に関する手続）</p> <p>第7条</p> <p>2 前項の規定による告示があったときは、当該告示に係る対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、生活環境の保全上の見地からの意見書を市長に提出することができる。</p> <p>3 市長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、当該意見書に記載された意見についての市の見解を記載した書類を作成し、遅滞なく、これを当該意見書を提出した者に送付するものとする。</p>	<p>（市の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出に関する手続）</p> <p>第7条</p> <p>2 前項の規定による告示があったときは、当該対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。</p> <p>3 市長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、当該意見書に記載された意見についての市の見解を記載した書類を作成し、遅滞なく、当該意見書を提出した者に送付するものとする。</p>
<p>（災害廃棄物処分受託者の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出に関する手続）</p>	
<p>第7条の2 市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者は、法第9条の3の3第1項の規定による非常災害時対象施設（当該処分を行うための一般廃棄物処理施設で前条第1項第1号に該当するもの（本市の区域内に設置されるものに限る。）をいう。以下同じ。）の設置の届出又は法第9条の3の3第3項において読み替えて準用する法第9条の3第8項の規定による非常災害時対象施設の変更の届出をするため、受託生活環境影響調査書（非常災害時対象施設を設置し、又は変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類をいう。以下同じ。）を作成したときは、規則で定めるところにより、当該受託生活環境影響調査書及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類（以下「受託生活環境影響調査書等」という。）その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p>	

2 市長は、前項の規定による提出があつたときは、速やかに、当該提出を行った者（以下この条において「提出者」という。）が受託生活環境影響調査書等を縦覧に供する旨その他規則で定める事項を告示するものとする。

3 前項の規定による告示があつたときは、当該告示に係る提出者は、規則で定める場所において、その提出に係る受託生活環境影響調査書等を当該告示の日から1月以内で非常災害の状況を勘案して市長が別に定める期間公衆の縦覧に供しなければならない。

4 第2項の規定による告示があつたときは、当該告示に係る非常災害時対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、前項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間以内で非常災害の状況を勘案して市長が別に定める期間を経過する日までに、生活環境の保全上の見地からの意見書を当該告示に係る提出者に提出することができる。

5 前項の規定による意見書の提出があつたときは、当該意見書の提出を受けた提出者は、当該意見書に記載された意見についての提出者の見解を記載した書類を作成し、遅滞なく、これを当該意見書を提出した者に送付しなければならない。

(他の市町村との協議)

第7条の2の2 市長は、次のいずれかに該当する場合において、生活環境影響調査書を作成し、又は前条第1項の規定による提出を受けたときは、当該号に規定する区域を管轄する市町村の長に生活環境影響調査書等又は受託生活環境影響調査書等の写しを送付するとともに、当該市町村の長と当該市町村の住民に対する当該生活環境影響調査書等の縦覧その他の手続の実施について協議するものとする。

(1) 対象施設又は非常災害時対象施設の全部又は一部が他の市町村の区域に属すると

(他の市町村との協議)

第7条の2 市長は、次のいずれかに該当する場合は、当該号に定める区域を管轄する市町村の長に生活環境影響調査書等の写しを送付するとともに、当該市町村の長と当該市町村の住民に対する当該生活環境影響調査書等の縦覧その他の手続の実施について協議するものとする。

(1) 対象施設の全部又は一部が他の市町村の区域に属するとき。

き。

- (2) 対象施設又は非常災害時対象施設を設置し、又は変更することが生活環境に及ぼす影響についての調査の対象となる周辺地域に他の市町村の区域が含まれるとき。

(一般廃棄物処理手数料)

第8条 一般廃棄物処理計画に基づき市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、占有者から別表第1に定める手数料を徴収する。ただし、占有者が一般廃棄物を尼崎市立クリーンセンターに搬入し、その使用料を納付した場合は、手数料は徴収しない。

- 2 手数料の徴収の基礎となる数量の認定は、市長が別に定める方法による。
- 3 前2項に定めるもののほか、手数料の徴収について必要な事項は、規則で定める。

別表第1

種別	手数料
1 臨時に収集する一般家庭から排出されるごみ、燃え殻等	1世帯1回ごとに <u>1.8メートルの立方体の体積に相当する量につき5,400円</u>
2 一般家庭から排出されるごみのうち大型ごみとして規則で定めるもの	2,400円の範囲内で品目ごとに規則で定める額
3 臨時に収集するし尿	1回につき <u>5,700円</u>
4 事業活動に伴って1月平均600リットル以上排出	1月につき <u>16,800円</u> (1月に収集したし尿 (臨時に収

- (2) 対象施設を設置し、又は変更することが生活環境に及ぼす影響についての調査の対象となる周辺地域に他の市町村の区域が含まれるとき。

(一般廃棄物処理手数料)

第8条 本市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分 (特定家庭用機器再商品化法 (平成10年法律第97号) 第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物 (以下「特定家庭用機器廃棄物」という。) にあつては、収集及び運搬に限る。) に関し、占有者から別表第1に定める手数料を徴収する。ただし、占有者が一般廃棄物を尼崎市立クリーンセンターに搬入し、当該クリーンセンターの使用料を納付した場合は、手数料は徴収しない。

- 2 前項の手数料の徴収の基礎となる数量の認定は、市長の定める方法による。
- 3 前2項に定めるもののほか、手数料の徴収について必要な事項は、市長が定める。

別表第1

種別	手数料
1 臨時に収集する一般家庭から排出されるごみ (特定家庭用機器廃棄物を除く。)、燃え殻等	1世帯1回につき <u>5,400円</u>
2 一般家庭から排出されるごみのうち、大型ごみとして規則で定めるもの及び特定家庭用機器廃棄物	2,400円の範囲内で品目ごとに規則で定める額
3 臨時に収集するし尿	1回につき <u>5,700円</u>
4 事業活動に伴って1月平均600リットル以上排出	1月につき <u>16,800円</u> (1月に収集したし尿 (臨時に

されるし尿	集したものを含む。)の量が1,000リットルを超える場合は、16,800円に、その超える量について30リットルにつき840円として算定した額を加えて得た額)	されるし尿	収集したものを含む。)の量が1,000リットルを超える場合は、16,800円に、その超える量について30リットルにつき840円として算定した額を加えて得た額)
5 犬、猫等の死体	1頭につき <u>2,700円</u>	5 犬、猫等の死体	1頭につき <u>2,700円</u>

尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（第2条関係）

改正後	現 行
<p>(題名) <u>尼崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例</u></p> <p>(目的) <u>第1条 この条例は、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号。以下「循環基本法」という。）の趣旨にのっとり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるとともに、廃棄物の発生の抑制、再使用（循環基本法第2条第5項に規定する再使用をいう。以下同じ。）及び再生利用（同条第6項に規定する再生利用をいう。以下同じ。）（以下「廃棄物発生抑制等」という。）による廃棄物の減量の推進及び廃棄物の適正な処理の確保に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに循環型社会（同条第1項に規定する循環型社会をいう。）の形成を図ることを目的とする。</u></p> <p>(定義) <u>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>事業系一般廃棄物</u> 事業活動に伴って排出される一般廃棄物をいう。</p> <p>(2) <u>市民等</u> 市民（本市の区域内に住所若しくは勤務場所を有し、又は本市の区域内に存する学校等に通学する者をいう。）、本市の区域内に滞在する者及び本市の区域内を通行する者をいう。</p> <p>(3) <u>事業者</u> 本市の区域内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。</p> <p>(4) <u>家庭系廃棄物</u> 事業系一般廃棄物以外の一般廃棄物（規則で定めるものを除く。）をいう。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、この条例にお</p>	<p>(題名) <u>尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例</u></p> <p>(この条例の趣旨) <u>第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づく市内の廃棄物の処理及び清掃については、法令その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</u></p> <p>(用語の定義) <u>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>廃棄物</u> 法第2条第1項に規定する廃棄物をいう。</p> <p>(2) <u>一般廃棄物</u> 法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。</p>

<p><u>ける用語の意義は、法における用語の意義による。</u></p> <p>(市の責務)</p> <p><u>第3条 市長は、市が定める一般廃棄物処理計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）に従って本市の区域内における一般廃棄物を適正に収集し、運搬し、及び処分しなければならない。</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>2 市長は、廃棄物発生抑制等による廃棄物の減量を推進し、及び廃棄物の適正な処理を確保するため、これらに関する市民等及び事業者の意識の啓発等を図らなければならない。</u></p> <p><u>3 前2項に規定するもののほか、市長は、廃棄物発生抑制等による廃棄物の減量の推進及び廃棄物の適正な処理の確保のために必要な施策を策定し、及び実施するものとする。</u></p> <p>(事業者の責務)</p> <p><u>第4条</u></p> <p><u>2 事業者は、その事業活動において、製品の開発に当たって長期間使用することができるようその修理等の体制を併せて確保すること、商品の販売に当たって簡素な容器又は包装を用いること、食品ロスの削減（食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）第2条第2項に規定する食品ロスの削減をいう。以下同じ。）に取り組むこと等により、廃棄物の発生を抑制するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 事業者は、その事業活動において、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）、再生部品（同条第5項に規定する再生部品をいう。）及び再生品の使用に努めなければならない。</u></p> <p><u>4 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再使用又は再生利用</u></p>	<p>(市の責務)</p> <p><u>第2条の2 市長は、一般廃棄物処理計画（法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画をいう。以下同じ。）を定め、これに従って市内における一般廃棄物を適正に収集し、運搬し、及び処分しなければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、一般廃棄物の減量に関し市民の自主的な活動の促進を図らなければならない。</u></p> <p><u>3 市長は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。</u></p> <p>(事業者の責務)</p> <p><u>第3条</u></p> <p><u>2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用、商品に対する過大包装の回避等を行うことにより、廃棄物の減量化に努めなければならない。</u></p>
---	---

の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再使用又は再生利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の再使用又は再生利用の方法についての情報を提供すること、使用後の製品、容器等の回収策を講ずること等により、その製品、容器等の再使用又は再生利用の促進に努めなければならない。

5～7 略

8 前各項に規定するもののほか、事業者は、廃棄物発生抑制等による廃棄物の減量に努めるとともに、当該廃棄物の減量の推進及び廃棄物の適正な処理の確保に係る市の施策に協力しなければならない。

(削る)

(市民等の責務)

第5条 市民等は、物品等の調達に当たって長期間使用することができるもの又は簡素な容器若しくは包装が用いられたものを選択すること、食品ロスの削減に取り組むこと等により、廃棄物の発生を抑制するよう努めなければならない。

2 市民等は、自己が排出する廃棄物について再使用又は再生利用をすることができる物の分別を行うとともに、集団回収（自治会その他の営利を目的としない団体で市長の登録を受けたもの（以下「集団回収団体」という。）が再使用又は再生利用に供するために循環資源（循環基本法第2条第3項に規定する循環資源をいう。）で市長が別に定めるもの（以下「集団回収資源」という。以下同じ。）を収集し、及び保管することをいう。以下同じ。）そ

3～5 略

6 事業者は、前各項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第3条の2 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

の他の廃棄物の減量を目的とする市民等の自主的な活動に協力するよう努めなければならない。

3 市民等は、再生利用を促進するため、事業者が使用後の製品、容器等を回収することに協力するよう努めなければならない。

4 前各項に規定するもののほか、市民等は、廃棄物発生抑制等による廃棄物の減量に努めるとともに、当該廃棄物の減量の推進及び廃棄物の適正な処理の確保に係る市の施策に協力しなければならない。

第6条 略

(削る)

(廃棄物の排出等)

第7条 家庭系廃棄物を排出しようとする者は、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び排出方法（以下「計画分別区分等」という。）に従いこれを排出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 事業者は、一般廃棄物処理計画に定めるところに従い事業系一般廃棄物を処理しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で処分することができる一般廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第3条及び第4条の2に定める基準に準じて自ら処分するよう努めなければならない。

(削る)

第4条 略

(一般廃棄物処理計画の公告)

第5条 市長は、一般廃棄物処理計画を定めたときは、公告するものとする。

(協力義務)

第6条

占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で処分することができる一般廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第3条及び第4条の2に定める基準に準じて自ら処分するよう努めなければならない。

2 占有者は、自ら処分しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い、当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等本市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

4 占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物が危険性、毒性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有し、その他収集、運搬又は処分に支障があるものであるときは、市長の指示に従い適正に処理しなければならない。

(削る)

(削る)

(廃棄物の排出等に係る勧告等)

第8条 市長は、前条第1項の規定に違反して家庭系廃棄物を排出した者又は同条第2項の規定に違反して事業系一般廃棄物を処理した事業者に対し、これらの規定を遵守すべきことを指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による指導又は勧告を受けた者が正当な理由なく当該指導又は勧告に従わないときは、当該者に対し、前条第1項及び第2項の規定を遵守すべきことを命ずることができる。

(廃棄物の排出等に係る違反公表)

第9条 市長は、前条第2項の規定による命令を受けた者（事業者に限る。以下「公表対象者」という。）が正当な理由なく当該命令に従わないときは、規則で定めるところにより、規則で定める事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表（以下「違反公表」という。）を行おうとする場合は、あらかじめ、当該違反公表に係る公表対象者に違反公表を行う旨及びその理由を通知するとともに、当該公表対象者が意見を述べ、及び

3 占有者は、その排出する一般廃棄物が危険性、毒性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有し、その他収集、運搬又は処分に支障があるものであるときは、危険を除去する等適切な処置を施した後、排出するように努めなければならない。

4 本市が行う一般廃棄物の収集業務の提供を受ける占有者は、容器を収集の容易なものとし、便槽にあつては、雨水等が入らないようにし、収集に便利な場所に備え付けなければならない。

5 市長は、前各項の義務が適正に果たされていないと認めるときは、その占有者に対し、容器等の改善その他必要な措置を指示することができる。

自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

- 3 違反公表に係る命令対象者が意見を述べ、又は自己に有利な証拠を提出した場合においては、市長は、当該違反公表の際、当該意見及び証拠の内容を併せて公表しなければならない。

(共同住宅の所有者等の義務等)

第10条 共同住宅（本市の区域内に存するもので賃貸借又は使用貸借の用に供するものに限る。以下この項において同じ。）の所有者若しくは区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）又は共同住宅を管理する者として市長が別に定める者（以下「管理受託者等」という。）は、当該共同住宅の居住者に対し、家庭系廃棄物に係る計画分別区分等を周知しなければならない。

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、共同住宅の所有者又は管理組合（区分所有法第3条に規定する団体をいう。）若しくは管理受託者等（以下「共同住宅の所有者等」という。）は、その共同住宅について家庭系廃棄物を排出すべき場所又は設備（以下「ごみ集積所」という。）を設けた場合は、当該ごみ集積所を清潔に保ち、適正に管理しなければならない。

- 3 市長は、共同住宅の所有者等に対し、その共同住宅に設けられたごみ集積所の適正な管理に必要な措置について指導することができる。

(特定事業用建築物の所有者等の義務等)

第11条 全部又は一部を事業の用に供する建築物で規則で定めるもの（本市の区域内に存するものに限る。以下「特定事業用建築物」という。）の所有者若しくは区分所有者（事業の用に供する部分の区分所有権（区分所有法第2条第1項に規定する区分所有権をいう。）

を有する者に限る。)又は特定事業用建築物を管理する者として市長が別に定める者(以下これらを「特定事業用建築物の所有者等」という。)は、市長が別に定めるところにより、廃棄物の減量及び適正処理に関する計画(以下「減量計画」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。当該減量計画を変更したときも、同様とする。

2 特定事業用建築物の所有者等は、その特定事業用建築物に係る減量計画の立案並びに当該減量計画に基づく廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、市長が別に定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。当該廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。

3 市長は、特定事業用建築物の所有者等が前2項の規定に違反し、又はその特定事業用建築物に係る減量計画に従って廃棄物の減量及び適正な処理に係る措置を講じていないと認めるときは、当該特定事業用建築物の所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

(収集、運搬又は保管の禁止等)

第12条 市及び市長が指定する者(以下この条において「市等」という。)以外のものは、一般廃棄物処理計画に定めるところにより市等が収集すべき家庭系廃棄物のうち紙類、缶等で規則で定めるものを自ら収集し、運搬し、若しくは保管し、又は第三者(市等を除く。)にこれらの行為をさせてはならない。

2 集団回収団体を構成する者及び当該集団回収団体から集団回収資源を譲り受け、又は集団回収資源の運搬の委託を受けた者(以下「集団回収団体等」という。)以外のものは、当該集団回収団体による集団回収の用に供するために排出された紙類、缶等で規則で定めるものを自ら収集し、運搬し、若しくは保管し、

又は第三者（当該集団回収団体等を除く。）にこれらの行為をさせてはならない。

3 市長は、前2項の規定に違反する行為（以下「禁止行為」という。）があったときは、当該禁止行為を行った者に対し、その後において禁止行為を行ってはならないことを指導し、又は勧告することができる。

4 市長は、前項の規定による指導又は勧告を受けた者がその指導又は勧告に従わないで禁止行為を行ったときは、当該者に対し、その後において禁止行為を行ってはならないことを命ずることができる。

第13条～第19条 略

（手数料の減免等）

第20条 市長は、災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認められるときは、第17条第1項又は前2条の手数料を減免することができる。

2 第17条第1項又は前2条の規定により徴収した手数料は、還付しない。ただし、第17条第1項の規定により徴収した手数料について市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（報告の徴収、立入検査等）

第21条 市長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者、占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

2 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者、事業者その他の関係者が占有し、所有権若しくは区分所有権を有し、若しくは管理する土地若しくは建物に立ち入らせ、必要な検査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。

3 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければな

第7条～第10条 略

（手数料の減免等）

第11条 市長は、災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認められるときは、第8条から前条までの手数料を減免することができる。

2 第8条から前条までの規定により徴収した手数料は、還付しない。ただし、第8条の規定により徴収した手数料について市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

らない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(尼崎市行政手続条例の適用除外)

第22条 第12条第4項の規定による命令については、尼崎市行政手続条例（平成8年尼崎市条例第1号）第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第24条 第12条第4項の規定による命令に違反して禁止行為を行った者は、200,000円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(過料)

第26条 市長は、第8条第2項の規定による命令を受けた者が、当該命令を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までの間に、再度第7条第1項の規定に違反して家庭系廃棄物を排出し、又は同条第2項の規定に違反して事業系一般廃棄物を処理したときは、当該者に対し、2,000円以下の過料を科することができる。

別表第1

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

別表第1

種別	手数料	種別	手数料
1 臨時に収集する <u>家庭系廃棄物</u> 、燃え殻等	1世帯1回ごとに1辺1.8メートルの立方体の体積に相当する量につき5,400円	1 臨時に収集する <u>一般家庭から排出されるごみ</u> 、燃え殻等	1世帯1回ごとに1辺1.8メートルの立方体の体積に相当する量につき5,400円
2 <u>家庭系廃棄物</u> のうち大型ごみとして規則で定めるものの	2,400円の範囲内で品目ごとに規則で定める額	2 <u>一般家庭から排出されるごみ</u> のうち大型ごみとして規則で定めるもの	2,400円の範囲内で品目ごとに規則で定める額
<p>摘要</p> <p>1 臨時に収集する<u>家庭系廃棄物</u>のうち大型ごみとして規則で定めるものが含まれる場合は、当該大型ごみに係る手数料は、無料とする。</p> <p>2 1月に収集した事業活動に伴って排出されるし尿の量が1,000リットルを超える場合において、その超える量が30リットルに満たないとき又は当該量に30リットルに満たない端数があるときは、これらを切り捨てる。</p>		<p>摘要</p> <p>1 臨時に収集する<u>一般家庭から排出されるごみ</u>のうち大型ごみとして規則で定めるものが含まれる場合は、当該大型ごみに係る手数料は、無料とする。</p> <p>2 1月に収集した事業活動に伴って排出されるし尿の量が1,000リットルを超える場合において、その超える量が30リットルに満たないとき又は当該量に30リットルに満たない端数があるときは、これらを切り捨てる。</p>	

<令和4年6月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第73号	所 管	クリーンセンター
件 名	尼崎市立クリーンセンター条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>循環型社会の形成に向けて、クリーンセンターへの廃棄物の適正搬入、適正処理を行うことを目的として、廃棄物の搬入者に対して適切な指導等を行うため、規定の整備を行うもの。</p> <p>あわせて、今後の施設運営のため、現在は規則で規定している事項を条例規定に改める等の所要の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 題名の改正 題名を「尼崎市立クリーンセンターの設置及び管理に関する条例」に改める。</p> <p>(2) 利用許可等 クリーンセンターの管理上支障がある場合等について利用許可をしないことができる規定及びクリーンセンターの利用許可に条件を付すことができる規定を追加する。</p> <p>(3) 搬入基準の遵守 廃棄物をクリーンセンターに搬入するに当たり、上記(2)の利用許可の条件等に従う義務を追加する。</p> <p>(4) 利用の制限等 上記(3)に違反する廃棄物の搬入の受入れを拒否すること及びその是正に必要な措置を講ずるよう命令すること等ができる規定を追加する。</p> <p>(5) その他の整備 ア クリーンセンターが行う事業から「廃棄物の自然還元処理」を削除する。 イ 現在、規則規定としている「利用許可の取消し」及び「禁止行為」等について、条例規定に改める。</p> <p>3 施行期日 令和5年4月1日</p>					

尼崎市立クリーンセンター条例

改正後	現 行																								
<p>(題名) <u>尼崎市立クリーンセンターの設置及び管理に関する条例</u> <u>(この条例の趣旨)</u> 第1条 この条例は、<u>尼崎市立クリーンセンター</u>（以下「<u>クリーンセンター</u>」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置) 第2条 本市の区域内における<u>廃棄物</u>（<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</u>（昭和45年法律第137号。以下「<u>法</u>」という。）第2条第1項に規定する<u>廃棄物</u>をいう。以下同じ。）を衛生的に処理し、生活環境を清潔にするための施設として<u>クリーンセンター</u>を設置する。</p> <p>(種類、名称及び位置) 第3条 <u>クリーンセンターの種類、名称及び位置は、次表のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">焼却装置</td> <td style="text-align: center;">第1工場</td> <td style="text-align: center;">尼崎市大高洲町8番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">焼却装置</td> <td style="text-align: center;">第2工場</td> <td style="text-align: center;">尼崎市東海岸町16番地の1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">選別装置 破砕装置</td> <td style="text-align: center;">資源リサイクルセンター</td> <td style="text-align: center;">尼崎市東海岸町23番地の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業) 第4条 <u>クリーンセンターは、廃棄物（産業廃棄物（<u>法第2条第4項に規定する産業廃棄物</u>をいう。）にあっては、固形状のもので一般廃棄物（<u>同条第2項に規定する一般廃棄物</u>をいう。以下同じ。）と併せて処理することができるものとして規則で定めるもので、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内の量のものに限る。）の焼却処理及び再生処理に関する事業を行う。</u></p>	種類	名称	位置	焼却装置	第1工場	尼崎市大高洲町8番地	焼却装置	第2工場	尼崎市東海岸町16番地の1	選別装置 破砕装置	資源リサイクルセンター	尼崎市東海岸町23番地の1	<p>(題名) <u>尼崎市立クリーンセンター条例</u></p> <p>(設置) 第1条 市内の<u>廃棄物</u>を衛生的に処理し、生活環境を清潔にするため、<u>尼崎市立クリーンセンター</u>（以下「<u>クリーンセンター</u>」という。）を設置する。</p> <p>(種類、名称及び位置) 第2条 <u>クリーンセンターの種類、名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">焼却装置</td> <td style="text-align: center;">第1工場</td> <td style="text-align: center;">尼崎市大高洲町8番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">焼却装置</td> <td style="text-align: center;">第2工場</td> <td style="text-align: center;">尼崎市東海岸町16番地の1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">選別装置 破砕装置</td> <td style="text-align: center;">資源リサイクルセンター</td> <td style="text-align: center;">尼崎市東海岸町23番地の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業) 第3条 <u>クリーンセンターは、廃棄物（産業廃棄物にあっては、固形状のもので一般廃棄物とあわせて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内の量のものとし、市長が指定するものに限る。）の焼却処理、自然還元処理及び再生処理に関する事業を行う。</u></p>	種類	名称	位置	焼却装置	第1工場	尼崎市大高洲町8番地	焼却装置	第2工場	尼崎市東海岸町16番地の1	選別装置 破砕装置	資源リサイクルセンター	尼崎市東海岸町23番地の1
種類	名称	位置																							
焼却装置	第1工場	尼崎市大高洲町8番地																							
焼却装置	第2工場	尼崎市東海岸町16番地の1																							
選別装置 破砕装置	資源リサイクルセンター	尼崎市東海岸町23番地の1																							
種類	名称	位置																							
焼却装置	第1工場	尼崎市大高洲町8番地																							
焼却装置	第2工場	尼崎市東海岸町16番地の1																							
選別装置 破砕装置	資源リサイクルセンター	尼崎市東海岸町23番地の1																							

(削る)

(利用の許可等)

第5条 クリーンセンターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により利用許可を受けようとしたとき。

(2) 別に定める基準に適合していないとき。

(3) その他クリーンセンターの管理上支障があるとき。

3 市長は、クリーンセンターの管理上必要な限度において、利用許可に条件を付することができる。

(使用料)

第6条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、市長が別に定めるところにより、次表に定める使用料を納付しなければならない。

種別	使用料
1 ごみ、燃え殻等	10キログラムにつき 103円（事業活動に伴って生ずるものにあつては、123円）
2 ふん尿	30リットルにつき 29円
3 犬、猫等の死体	1頭につき 1,300円

摘要

1 搬入されたごみ、燃え殻等の量が10キログラムに満たないとき又は当該量に10キログラムに満たない端数があるときは、これらを10キログラムとする。

2 搬入されたふん尿の量が30リットルに満たないとき又は当該量に30リットルに満たない端数があるときは、これらを30リットルとする。

2 市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

第4条 削除

(使用の許可)

第5条 クリーンセンターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第6条 前条の許可を受けた者は、次表に定める使用料を納付しなければならない。

種別	使用料
1 ごみ、燃え殻等	10キログラムにつき 103円（事業活動に伴って生ずるものにあつては、123円）
2 ふん尿	30リットルにつき 29円
3 犬、猫等の死体	1頭につき 1,300円

摘要

1 搬入されたごみ、燃え殻等の量が10キログラムに満たないとき又は当該量に10キログラムに満たない端数があるときは、これらを10キログラムとする。

2 搬入されたふん尿の量が30リットルに満たないとき又は当該量に30リットルに満たない端数があるときは、これらを30リットルとする。

る。

(搬入基準の遵守)

第7条 利用者は、廃棄物をクリーンセンターに搬入するに当たっては、その利用許可の条件及び市長が別に定める基準に従わなければならない。

(禁止行為)

第8条 クリーンセンターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) クリーンセンターの施設若しくは設備その他の物件（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれがある行為
- (2) その他規則で定める行為

(利用の制限等)

第9条 市長は、利用者が第7条の規定に違反して廃棄物をクリーンセンターに搬入しようとするときは、その廃棄物の受入れを拒否することができる。

2 市長は、利用者が、前項の規定による廃棄物の受入れの拒否を受けたとき又は第7条の規定に違反して廃棄物をクリーンセンターに搬入したときは、当該利用者に対し、当該規定を遵守するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市長は、前項の規定による命令を受けた利用者が正当な理由なく第7条の規定に違反して廃棄物をクリーンセンターに搬入しようとし、又は搬入したときは、当該利用者に対し、相当の期間を定めて、クリーンセンターへの廃棄物の搬入の一部又は全部の禁止を命ずることができる。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は利用許可の条件を変更することができる。

- (1) 利用者が偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。

(使用料の減免)

第7条 前条の使用料は、天災その他特別の理由があると市長が認めたときは、これを減免することができる。

<p>(2) <u>利用者が利用許可の条件に違反したとき。</u></p> <p>(3) <u>利用者がクリーンセンターの施設又は付属設備を毀損し、又は滅失させ、その機能に重大な障害を与えたとき。</u></p> <p>(4) <u>使用料を市長が指定する日までに納付しないとき。</u></p> <p>(5) <u>前項の規定による命令を受けた利用者が第7条の規定に違反して廃棄物をクリーンセンターに搬入しようとし、又は搬入したとき。</u></p> <p>(6) <u>その他市長がクリーンセンターの管理上支障があると認めるとき。</u></p> <p>5 <u>市長は、次のいずれかに該当するときは、クリーンセンターの利用を拒否し、又はクリーンセンターからの退場を命ずることができる。</u></p> <p>(1) <u>前条の規定に違反する行為があったとき又は当該行為を行うおそれがあるとき。</u></p> <p>(2) <u>その他市長がクリーンセンターの管理上支障があると認めるとき。</u></p> <p>6 <u>市は、第1項から前項までの規定による処分を受けた者が、これらの処分によって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。</u></p> <p><u>(原状回復義務等)</u></p> <p>第10条 <u>自己の責めに帰すべき事由によりクリーンセンターの施設又は付属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第11条 <u>この条例に定めるもののほか、クリーンセンターの管理について必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p><u>(委任)</u></p> <p>第8条 <u>この条例に定めるもののほか、クリーンセンターの管理に関し必要な事項は、市長が定める。</u></p>
---	---

<令和4年6月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第74号	所 管	都市戦略推進担当、公園維持課、放置自転車対策担当、観光振興課
件 名	阪神尼崎駅周辺公共施設を一体的に管理するための関係条例の整備に関する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>阪神尼崎駅周辺は、本市の公共施設が集積しているものの、駅前空間として十分に利活用できていないという課題や、それぞれを個別に管理していることによる管理上の課題があった。</p> <p>これらの課題に対して、各公共施設における窓口の一元化によるサービス向上及び業務の効率化やイベント等によるエリア全体の賑わいの創出を目的として、駅周辺の公共施設について一括で指定管理者による管理を実施するため、関係条例において当該趣旨を踏まえた所要の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 尼崎市指定管理者選定委員会条例の改正</p> <p>ア 対象施設の追加</p> <p>尼崎市指定管理者選定委員会が指定管理者の選定に関する事項を調査審議する対象施設に次に掲げる施設を追加する。</p> <p>(ア) 中央公園</p> <p>(イ) 庄下川東広場</p> <p>(ウ) 尼崎市立阪神尼崎駅西自転車駐車場</p> <p>(エ) 尼崎市立阪神尼崎駅北自転車駐車場</p> <p>(オ) 尼崎市立城内地区自動車駐車場</p> <p>イ 選定委員会の設置単位</p> <p>尼崎市指定管理者選定委員会は、上記(1)アの追加対象施設、既に対象施設として規定している阪神尼崎駅前駐車場及び尼崎城址公園を一の対象施設とみなして設置する。</p> <p>(2) 尼崎市都市公園条例の改正</p> <p>ア 中央公園に指定管理者制度を導入するための規定を整備する。</p> <p>イ 民間資金等を活用し飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設及び滞在快適性等向上公園施設を民間事業者が設置する場合、建築面積の総計の公園の敷地面積に対する割合の上限について、原則「100分の2」としているところ、これに加えて、「100分の10」を限度として超えることができることとする規定を追加する。</p>					

(3) 尼崎市民広場の設置及び管理に関する条例の改正

庄下川東広場に指定管理制度を導入するための規定を整備する。

(4) 尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の改正

ア 尼崎市立阪神尼崎駅西自転車駐車場及び尼崎市立阪神尼崎駅北自転車駐車場を公の施設に位置付け、指定管理者制度を導入するとともに、両施設に係る利用料金を指定管理者の収入とするための規定を整備する。

イ 自転車等駐車場の料金について、自転車及び原動機付自転車の上限額を引き上げるとともに、2輪自動車の上限額を新たに設定する。

区分	金額			
	改正後		改正前	
自転車	1日1回	160円	1日1回	150円
	1月	2,200円	1月	2,100円
	3月	6,170円	3月	5,900円
原動機付自転車	1日1回	310円	1日1回	300円
	1月	2,900円	1月	2,900円
	3月	8,200円	3月	8,200円
2輪自動車(総排気量が0.125リットル以下のもの及び定格出力が1キロワット以下のものに限る。)	1日1回	310円	/	
	1月	3,140円		
	3月	9,010円		
2輪自動車(総排気量が0.125リットルを超えるもの及び定格出力が1キロワットを超えるものに限る。)	1日1回	310円	/	
	1月	3,670円		
	3月	10,480円		

(5) 尼崎市立城内地区自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の改正

尼崎市立城内地区自動車駐車場に指定管理制度を導入するための規定を整備する。

3 施行期日

令和5年4月1日

ただし、2(1)は公布の日

尼崎市都市公園条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>(公園施設の設置の基準)</p> <p>第1条の3</p> <p><u>3 法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、政令第6条第6項に規定する建築物に限り、当該建築物の建築面積の総計の公園の敷地面積に対する割合は100分の10以下とする。</u></p> <p><u>4 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第62条の7第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、政令第6条第7項に規定する建築物に限り、当該建築物の建築面積の総計の公園の敷地面積に対する割合は100分の10以下とする。</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p>(特定公園の管理)</p> <p>第22条 記念公園、橘公園、<u>中央公園</u>、西向島公園、猪名川公園、<u>小田南公園</u>及び尼崎城址公園（以下「特定公園」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p>	<p>(公園施設の設置の基準)</p> <p>第1条の3</p> <p><u>3 略</u></p> <p>(特定公園の管理)</p> <p>第22条 記念公園、橘公園、<u>小田南公園</u>、西向島公園、猪名川公園及び尼崎城址公園（以下「特定公園」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p>

尼崎市民広場の設置及び管理に関する条例（第2条関係）

改正後	現 行
<p>(行為の制限)</p> <p>第4条 広場において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p><u>2 市長は、前項各号に掲げる行為が次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、同項の許可をすることができる。</u></p> <p><u>(1) 公衆の広場の利用に支障を及ぼすおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(2) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(3) 広場の施設又は設備、工作物その他の物件（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。</u></p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第5条 広場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。<u>ただし、第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる行為に限り、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 広場の施設若しくは付属設備を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれがある行為</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告及びこれに類するものを表示すること。</u></p> <p><u>(4) 他の利用者に危害を加え、又は迷惑を及ぼす行為</u></p> <p><u>(5)・(6) 略</u></p> <p><u>(7) その他規則で定める行為</u></p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第4条 広場において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、<u>規則で定めるところにより</u>、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p><u>2 市長は、前項各号に掲げる行為が公衆の広場の利用に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、公序良俗に反するおそれがないと認められる場合に限り、同項の許可を与えることができる。</u></p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第5条 広場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p><u>(1) 広場を損傷し、又は汚損すること。</u></p> <p><u>(2) 施設、工作物その他の物件を損壊すること。</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) はり紙若しくははり札をし、又は広告及びこれに類するものを表示すること。</u></p> <p><u>(5) 他の利用者に危害を加え、又は迷惑を及ぼすこと。</u></p> <p><u>(6)・(7) 略</u></p> <p><u>(8) その他規則で定める事項</u></p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、</p>

規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(許可の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、広場の原状への回復、広場からの退去その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(1) この条例の規定による許可を受けた者が偽りその他不正の手段により当該許可を受けたとき。

(2) この条例の規定による許可を受けた者が当該許可の条件に違反したとき。

(3) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為があったとき。

(4) 公衆の広場の利用に著しい支障が生ずるとき。

(5) その他市長が広場の管理上支障があり、又は公益上やむを得ない必要があると認めるとき。

2 市は、前項の規定による処分を受けた者が、当該処分によって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

(原状回復義務等)

第11条 自己の責めに帰すべき事由により広場の施設又は付属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(広場の管理)

第12条 広場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることが

市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復義務等)

第10条 広場の施設又は設備その他の物件を汚損し、き損し、又は滅失させた者は、直ちにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

できる。

(指定管理者の指定の申請)

第13条 指定管理者の指定を受けようとする

法人等は、規則で定めるところにより、指定
管理者指定申請書に事業計画書その他規則で
定める書類を添えて市長に提出しなければな
らない。

(指定管理者の選定)

第14条 市長は、前条の規定による申請があ

ったときは、その申請の内容を次の各号に掲
げる基準に照らして審査し、広場の管理を行
わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定
を受けるべきものとして選定するものとし
る。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 広場の効用を最大限に発揮させるととも
に、その管理に係る経費の縮減が図られる
ものであること。
- (3) 広場の管理を安定して行う能力を有して
いること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、広場の設置
目的を達成するために十分な能力を有して
いること。

(指定管理者の指定等の公告)

第15条 市長は、前条の規定により選定した

法人等を指定管理者に指定したときは、その
旨を公告するものとする。地方自治法第24
4条の2第11項の規定により指定管理者の
指定を取り消し、又は管理の業務の全部若し
くは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第16条 指定管理者は、次の各号に掲げる業

務を行うものとする。

- (1) 広場においてする行為（第4条第1項各
号及び第5条第3号に掲げる行為に限る。）
の許可、その取消しその他広場の利用に関
すること。
- (2) 広場においてする行為（第4条第1項各

<p>号に掲げる行為に限る。)に係る使用料の徴収、減免及び還付に関する<u>こと。</u></p> <p><u>(3) 広場の施設及び附属設備の維持管理に関する<u>こと。</u></u></p> <p><u>(4) その他市長が必要と認める業務</u> <u>(指定管理者が行う管理の基準)</u></p> <p><u>第17条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、広場の管理を行わなければならない。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第18条 略</u></p>	<p>(委任)</p> <p><u>第11条 略</u></p>
--	----------------------------------

尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（第3条関係）

改正後	現 行
<p>(定義)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車（以下「自転車」という。）及び同項第10号に規定する原動機付自転車（以下「原動機付自転車」という。）<u>並びに道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に掲げる大型自動2輪車及び普通自動2輪車（これらの自動車のうち側車付きのものを除く。以下「2輪自動車」という。）をいう。</u></p> <p>(名称等)</p> <p>第4条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、一時利用に限り、自転車を駐車させることができない駐車場に自転車を、原動機付自転車を駐車させることができない駐車場に原動機付自転車を、<u>2輪自動車を駐車させることができない駐車場に2輪自動車を駐車させることができる。</u></p> <p>(駐車許可)</p> <p>第6条 駐車場<u>（一時利用にあつては、規則で定める駐車場を除く。以下この条、次条、第8条第2項及び第15条第1号において同じ。）</u>を利用しようとする者は、自転車等1台ごとに、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可（以下「駐車許可」という。）をしない<u>ことができる。</u></p> <p>(2) <u>駐車させようとする自転車等が駐車場の駐車が困難な形体のものであるとき。</u></p> <p>(3) <u>駐車させようとする自転車等に発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。</u></p> <p>(駐車券等)</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車（以下「自転車」という。）及び同項第10号に規定する原動機付自転車（以下「原動機付自転車」という。）<u>をいう。</u></p> <p>(名称等)</p> <p>第4条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、一時利用に限り、自転車を駐車させることができない駐車場に自転車を、原動機付自転車を駐車させることができない駐車場に原動機付自転車を駐車させることができる。</p> <p>(駐車許可)</p> <p>第6条 駐車場を利用しようとする者は、自転車等1台ごとに、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可（以下「駐車許可」という。）をしない<u>ものとする。</u></p> <p>(2) <u>駐車しようとする自転車等が駐車場の駐車が困難な形体のものであるとき。</u></p> <p>(3) <u>駐車しようとする自転車等に発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。</u></p> <p>(駐車券等)</p>

第8条 市長は、駐車許可をしたときは、当該駐車許可を申請した者に利用許可書及び駐車券（一時利用に係る駐車許可にあつては、駐車券に限る。）を交付するものとする。

(料金)

第10条 駐車場を利用する者は、次に掲げる駐車場の利用の区分に応じ、当該号に定める金額の範囲内で規則で定める額の駐車料金（以下「料金」という。）を前納しなければならない。ただし、規則で定める場合においては、後納しなければならない。

(駐車標章)

第11条 市長は、定期許可利用者（更新許可を受けた者を含む。次条を除き、以下同じ。）から前条第1項の規定により定期利用料が前納されたときは、駐車標章を当該定期許可利用者に交付するものとする。

(譲渡等の禁止)

第12条 許可利用者（定期許可利用者にあつては更新許可を受けた者を含み、法人等にあつては従業員等利用者を含む。）は、駐車場を利用する権利並びに駐車券及び駐車標章を他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は担保に供してはならない。

(禁止行為)

第13条 駐車場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(届出事項)

第14条 定期許可利用者は、氏名又は住所（法人等にあつては、名称若しくは主たる事務所の所在地又はその代表者の氏名）を変更した場合その他規則で定める場合は、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(不法駐車等に対する措置)

第8条 市長は、駐車許可をしたときは、当該駐車許可を申請した者に利用許可書及び駐車券（一時利用に係る駐車許可にあつては、駐車券に限る。）を交付するものとする。ただし、規則で定める駐車場について一時利用に係る駐車許可をしたときは、この限りでない。

(料金)

第10条 許可利用者（定期許可利用者にあつては、更新許可を受けた者を含む。以下同じ。）は、次に掲げる駐車場の利用の区分に応じ、当該号に定める金額の範囲内で規則で定める額の駐車料金（以下「料金」という。）を前納しなければならない。ただし、規則で定める場合においては、後納しなければならない。

(駐車標章)

第11条 市長は、定期許可利用者（更新許可を受けた者を含む。以下同じ。）から前条第1項の規定により定期利用料が前納されたときは、駐車標章を当該定期許可利用者に交付するものとする。

(譲渡等の禁止)

第12条 許可利用者（法人等にあつては、従業員等利用者を含む。第14条及び第18条を除き、以下同じ。）は、駐車場を利用する権利並びに駐車券及び駐車標章を他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は担保に供してはならない。

(禁止行為)

第13条 許可利用者は、駐車場内において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(届出事項)

第14条 許可利用者は、氏名又は住所（法人等にあつては、名称若しくは主たる事務所の所在地又はその代表者の氏名）を変更した場合その他規則で定める場合は、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(不法駐車等に対する措置)

第15条 略

- (1) 駐車許可を受けずに駐車場に駐車させている自転車等
- (2) 一時利用にあつては、駐車場に入庫させた日から引き続き3日（第7条の規定により一時利用期間を申告して一時利用に係る駐車許可を受けた場合は、当該一時利用期間満了後引き続き3日）以上駐車場に駐車させている自転車等

(入庫の禁止等)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場への自転車等の入庫を禁止し、駐車許可を取り消し、駐車許可の条件を変更し、又は駐車場の利用の停止若しくは駐車場からの自転車等の撤去を命ずることができる。

- (1) 第13条各号に掲げる行為を行うおそれがあるとき。
- (2) 許可利用者（定期許可利用者にあつては、更新許可を受けた者を含む。以下同じ。）が、偽りその他不正の手段により、駐車許可を受け、又は第8条第1項の規定による駐車券の交付若しくは第11条第1項の規定による駐車標章の交付を受けたとき。
- (3) 許可利用者が駐車許可の条件に違反したとき。
- (4) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為があつたとき。
- (5) その他市長が駐車場の管理上支障があると認めるとき。

2 本市は、前項の規定による処分を受けた者が、当該処分によって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

(原状回復義務等)

第17条 自己の責めに帰すべき事由により駐

第15条 略

- (1) 駐車許可を受けずに駐車場に駐車している自転車等
- (2) 一時利用に係る駐車許可を受けた日から引き続き3日（第7条の規定により一時利用期間を申告して一時利用に係る駐車許可を受けた場合は、当該一時利用期間満了後引き続き3日）以上駐車場に駐車している自転車等

(駐車許可の取消し等)

第16条 市長は、許可利用者が次のいずれかに該当するときは、駐車許可を取り消し、駐車場の利用の停止を命じ、又はこれらの処分をしたうえで駐車場からの自転車等の撤去を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、駐車許可を受け、又は第8条第1項の規定による駐車券の交付若しくは第11条第1項の規定による駐車標章の交付を受けたとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

2 本市は、前項の規定による駐車許可の取消し、駐車場の利用の停止の命令又は自転車等の撤去の命令を受けた者が、これらの処分によって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

(原状回復義務等)

第17条 自己の責めに帰すべき事由により駐

車場の施設又は付属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 市は、駐車場においてその利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害について賠償等の責任を負わない。

(2) 自転車等の相互の接触、盗難等により生じた損害

(3) その他市の責めに帰すべきでない事由により生じた損害

(指定管理者が行う業務の範囲)

第23条 略

(1) 駐車場の利用及びその制限に関すること。

(2) 料金（尼崎市立阪神尼崎駅西自転車駐車場及び尼崎市立阪神尼崎駅北自転車駐車場（以下「特定自転車等駐車場」という。）にあっては、第25条第1項に規定する利用料金）の徴収、減免及び還付に関すること。

(利用料金)

第25条 第19条の規定により指定管理者に特定自転車等駐車場の管理を行わせる場合にあつては、特定自転車等駐車場を利用しようとする者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金は、別表第2（摘要を除く。）及び別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

4 利用料金を徴収する時期は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。当該時期を変更しようとするときも、同様とする。

車場の施設又は設備その他の物件を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 本市は、駐車場において許可利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害について賠償等の責任を負わない。

(2) 許可利用者又は自転車等の相互の接触、盗難等により生じた損害

(3) その他本市の責めに帰すべきでない事由により生じた損害

(指定管理者が行う業務の範囲)

第23条 略

(1) 駐車許可、その取消しその他駐車場の利用に関すること。

(2) 料金の徴収、減免及び還付に関すること。

5 第10条第2項及び第3項の規定は、利用料金について準用する。この場合において、同条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第3項ただし書中「ただし、」とあるのは「ただし、指定管理者が」と読み替えるものとする。

(委任)

第26条 略

別表第1

名称	位置	自転車等の種別
ニ崎市立立花駅第2自転車駐車場	略	自転車及び原動機付自転車
ニ崎市立立花駅第3自転車駐車場	略	自転車及び原動機付自転車
ニ崎市立立花駅第5自転車駐車場	略	自転車及び原動機付自転車
ニ崎市立立花駅第6自転車駐車場	略	自転車及び原動機付自転車
ニ崎市立立花駅第7自転車駐車場	略	自転車及び原動機付自転車
ニ崎市立阪神尼崎駅西自転車駐車場	ニ崎市神田 中通3丁目	自転車等
ニ崎市立阪神尼崎駅北自転車駐車場	ニ崎市神田 中通1丁目	自転車

別表第2

区分	金額（1回1台につき）
----	-------------

(委任)

第25条 略

別表第1

名称	位置	自転車等の種別
ニ崎市立立花駅第2自転車駐車場	略	自転車等
ニ崎市立立花駅第3自転車駐車場	略	自転車等
ニ崎市立立花駅第5自転車駐車場	略	自転車等
ニ崎市立立花駅第6自転車駐車場	略	自転車等
ニ崎市立立花駅第7自転車駐車場	略	自転車等

別表第2

区分	金額
----	----

自転車	1日につき160円
原動機付自転車 及び2輪自動車	1日につき310円
摘要 規則で定める場合における金額の算 定方法は、規則で定める。	

別表第3

区分	金額（1台につき）	
	1月	3月
自転車	2,200円	6,170円
原動機付自転 車	略	略
2輪自動車 （総排気量が 0.125リ ットル以下の もの及び定格 出力が1キロ ワット以下の ものに限る。）	3,140円	9,010円
2輪自動車 （総排気量が 0.125リ ットルを超え るもの及び定 格出力が1キ ロワットを超 えるものに限 る。）	3,670円	10,480 円

自転車	1日1回につき150円
原動機付自転 車	1日1回につき300円
摘要 規則で定める場合における金額の算 定方法は、規則で定める。	

別表第3

区分	金額	
	1月	3月
自転車	2,100円	5,900円
原動機付自転 車	略	略

尼崎市立城内地区自動車駐車場の設置及び管理に関する条例（第5条関係）

改正後	現 行
<p><u>(駐車場の管理)</u></p> <p><u>第12条 駐車場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</u></p> <p><u>(指定管理者の指定の申請)</u></p> <p><u>第13条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則で定めるところにより、指定管理者指定申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(指定管理者の選定)</u></p> <p><u>第14条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、駐車場の管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。</u></p> <p><u>(1) 市民の平等な利用が確保されること。</u></p> <p><u>(2) 駐車場の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</u></p> <p><u>(3) 駐車場の管理を安定して行う能力を有していること。</u></p> <p><u>(4) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。</u></p> <p><u>(指定管理者の指定等の公告)</u></p> <p><u>第15条 市長は、前条の規定により選定した法人等を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又はその管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様と</u></p>	

<p><u>する。</u></p> <p><u>(指定管理者が行う業務の範囲)</u></p> <p><u>第16条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 駐車場の利用及びその制限に関すること。</u></p> <p><u>(2) 料金の徴収、減免及び還付に関すること。</u></p> <p><u>(3) 駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。</u></p> <p><u>(4) その他市長が必要と認める業務</u></p> <p><u>(指定管理者が行う管理の基準)</u></p> <p><u>第17条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、駐車場の管理を行わなければならない。</u></p> <p><u>第18条・第19条 略</u></p>	<p><u>第12条・第13条 略</u></p>
---	---------------------------

<令和4年6月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第75号	所 管	建築指導課
件 名	尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）の制定による建築基準法の改正に伴い、建築基準法の規定を引用している部分について、その項番号が変更されるため、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 第2条第34号の規定中、「法第85条第5項」を「法第85条第6項」に改める。</p> <p>(2) 第2条第34号の2の規定中、「法第85条第6項」を「法第85条第7項」に改める。</p> <p>(3) 第2条第39号の3の規定中、「法第87条の3第5項」を「法第87条の3第6項」に改める。</p> <p>(4) 第2条第39条の4の規定中、「法第87条の3第6項」を「法第87条の3第7項」に改める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日いずれか遅い日から施行する。</p>					

尼崎市建築物等関係事務手数料条例

改正後	現 行
<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>(34) 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 1件 120,000円</p> <p>(34)の2 建築基準法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 1件 160,000円</p> <p>(39)の3 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく興行場等の使用の許可の申請に対する審査 1件 120,000円</p> <p>(39)の4 建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく特別興行場等の使用の許可の申請に対する審査 1件 160,000円</p>	<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>(34) 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 1件 120,000円</p> <p>(34)の2 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 1件 160,000円</p> <p>(39)の3 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく興行場等の使用の許可の申請に対する審査 1件 120,000円</p> <p>(39)の4 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく特別興行場等の使用の許可の申請に対する審査 1件 160,000円</p>

<令和4年6月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第76号	所 管	都市政策課
件 名	尼崎市総合計画の策定について				
内 容					
<p>1 提案理由</p> <p>平成25年度から令和4年度の10年間を計画期間とする第5次尼崎市総合計画の計画年限の到来に伴い、令和5年度を開始年度とする第6次尼崎市総合計画を策定するため、尼崎市議会の議決に付すべき事件を定める条例の規定により、本案を提出する。</p> <p>2 計画の概要</p> <p>尼崎市がめざす「ありたいまち」の姿などを示す「まちづくり構想」と、これを実現させるための取組の方向性などを示す「まちづくり基本計画」で構成。</p> <p>(1) まちづくり構想（構想期間：令和5年度から令和14年度まで）</p> <p>市民・事業者等と共有する尼崎らしいまちづくりのビジョンに向け、以下の項目などを記載している。</p> <p>ア 「ありたいまち」の姿としての「ひと咲きまち咲きあまがさき」</p> <p>イ 尼崎市自治のまちづくり条例の基本理念を市民・事業者等と共有する大切なルールとして明記し、その上でともにまちづくりを進めるために市が果たす責務を明確化した「まちづくりの進め方」</p> <p>ウ 「ありたいまち」の実現に向けた6つの「まちづくりの基本的視点」</p> <p>(2) まちづくり基本計画（計画期間：令和5年度から令和9年度まで）</p> <p>「ありたいまち」の実現に向け、施策評価を中心としたPDCAサイクルと横連携を意識したまちづくりを進めるため、以下の項目などを記載している。</p> <p>ア まちづくり全体の進捗を測る「まちづくりの総合指標」</p> <p>イ 施策を連携させながら、計画期間中に複数年をかけ、優先的かつ集中的に取り組む4つの「主要取組項目」</p> <p>ウ 分野ごとの取組の方向性である13の「施策別の取組」</p> <p>エ 市の経営資源の強化に向けた「行政運営」</p> <p>3 尼崎市総合計画審議会での審議経過について</p> <p>令和2年10月6日に尼崎市総合計画審議会に対し、「第6次尼崎市総合計画の策定」について諮問し、令和4年5月11日に同審議会から市長に対し、答申があった。</p>					

<令和4年6月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第77号	所 管	住宅整備担当
件 名	事業契約の変更について（市営武庫3住宅第2期（宮ノ北住宅）建替事業）				
内 容					
1	<p>変更理由</p> <p>宮ノ北住宅建替事業の契約期間末に向けて、事業契約書に基づく物価変動等に伴う契約金額の増額のため事業契約の変更を行うもの。</p>				
2	<p>契約の相手方</p> <p>株式会社柄谷工務店、宮崎建設株式会社、株式会社トータルサプライ、株式会社市浦ハウジング&プランニング大阪支店、株式会社三弘建築事務所、株式会社アクロスコーポレイションを構成企業とするグループ</p> <p>代表企業 尼崎市玄番南之町4番地</p> <p>株式会社柄谷工務店</p> <p>代表取締役 柄谷 順一郎</p>				
3	<p>契約金額</p> <p>変更前 10,245,923,600円</p> <p>変更後 10,646,300,766円</p> <p>増 額 400,377,166円</p> <p>〔※ 金額は消費税等相当額を含む。ただし、入居者移転支援業務に係る経費の一部消費税等対象外経費あり。〕</p>				
4	<p>変更内容</p> <p>物価変動等に伴う契約金額の増額</p>				
5	<p>契約期間</p> <p>平成28年10月11日から令和4年8月31日まで（変更なし）</p>				